

平成29年11月

平成28年 政策評価書

～三重県警察運営の重点目標の推進結果等～



ミーボくん

三重県警察本部

目 次

平成28年三重県警察運営の重点目標

執行の重点に対する推進事項【評価項目】

警察署別刑法犯認知件数【平成28年】、刑法犯認知件数等の推移【三重県】

警察署別交通人身事故件数【平成28年】、交通人身事故件数等の推移【三重県】

重点1	伊勢志摩サミット警備の完遂(～6月)(警備部)	1
1	重要防護対象等に対する警戒警備の徹底(備企)	2
2	テロ等違法行為の未然防止対策の強化(備企)	3
3	情報収集活動及び違法行為の取締りの徹底(備企)	4
4	サイバー攻撃対策等の強化(備企)	5
5	総合的な交通対策の推進(備企)	6
6	教養訓練の徹底(備企)	7
7	広報活動の推進(備企)	8
重点2	犯罪抑止に向けた取組の推進(生活安全部)	9
1	地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進(生企)	10
2	重層的な防犯ネットワークの構築と事案の緊急性・危険性等を踏まえた適時適切な情報提供の推進(生企)	11
3	関係機関・団体等と連携した防犯ボランティア活動等の促進(生企)	13
4	高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺を始めとする犯罪被害防止対策の推進(生企)	15
5	犯罪インフラの整備等による犯罪の起きにくいまちづくりの推進(生企)	17
重点3	検挙の徹底に向けた犯罪捜査の的確な推進(刑事部)	18
1	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上(刑企)	19
2	政治・行政・経済の構造的不正の追及(捜二)	21
3	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化(捜二)	22
4	科学技術を活用した捜査の更なる推進(刑企)	24
5	被疑者取調べの適正化の更なる推進(刑企)	26
6	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化(組対)	28
7	国際組織犯罪対策の強化(組対)	30
8	県民の生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化(生環)	32
9	初動警察における事態対処能力の強化(通指)	34
重点4	交通死亡事故等抑止対策の推進(交通部)	36
1	交通安全教育・広報啓発活動の推進(交企)	37
2	交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進(交指)	39
3	高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進(運免)	41
4	安全で快適な交通環境の整備(交規)	43
重点5	子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進(生活安全部)	45
1	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する迅速・的確かつ総合的な対応(人対)	46
2	性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的 活動の推進(人対)	47
3	関係機関・団体等と連携した通学路等の安全確保の推進(生企)	48
4	児童虐待への対応における取組の強化(少年)	50

5	集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進（少年）	52
6	街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進（少年）	53
7	学校におけるいじめ問題への的確な対応（少年）	54
8	児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯の効果的な取締り等の推進（少年）	55
9	少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進（少年）	56
重点6	テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進（警備部）	58
1	治安に影響を及ぼし得る事象に関する幅広い情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底（備一）	59
2	情勢に応じた的確な警戒警備の徹底（備二）	60
3	地域住民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進（備企）	61
4	危機管理体制の強化及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確な対処（備二）	63
重点7	サイバー空間の脅威に対する対策の推進（生活安全部）	65
1	サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上（サ対）	66
2	サイバー犯罪の抑止に向けた官民一体となった取組の推進（サ対）	67
3	高度な情報技術を利用する犯罪に対する戦略的な捜査と被害拡大防止対策の推進（サ対）	68
4	サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化（サ対）	69
5	コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進（サ対）	70
6	サイバー空間における違法・有害情報対策の推進（サ対）	71
重点8	犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応（警務部）	72
1	民間支援団体等との連携による被害者等のニーズに応じた適正な被害者支援（広聴）	73
2	被害者支援に対する県民の理解と協力の確保（広聴）	74
3	女性被害者等に対する対応強化（広聴）	75
4	生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等への迅速・確実な組織対応（広聴）	76

平成28年三重県警察運営の重点目標

執務の基本方針

「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現
～ 強く・正しく・温かく ～

三重県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成以降最少を記録するなど、指数的には一定の改善が見られるものの、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす重要犯罪や侵入窃盗、子供・女性が被害者となる性犯罪、ストーカー・配偶者暴力事案等が後を絶たず、また、増加の一途をたどる特殊詐欺の被害、社会の耳目を集める指定暴力団六代目山口組の分裂等、県民の不安を解消するには至っていない。

この他にも、サイバー空間における脅威の深刻化、さらには、伊勢志摩サミットの開催に伴い、テロの脅威が現実のものとなるなど、治安上の新たな問題が出現している。

一方、交通情勢については、交通事故死者数が大幅に減少しているが、依然として高齢死者の割合が高く、また、飲酒運転等悪質・危険な違反を伴う交通事故が後を絶たないなど、憂慮すべき状況にある。

こうした情勢の中、県民の安全・安心を確保していくためには、ひとり警察のみならず、県民、地域社会との連携・協働により、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいく必要があることから、執務の基本方針は、「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現とする。

執行の重点

伊勢志摩サミット警備の完遂（～6月）

犯罪抑止に向けた取組の推進

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の的確な推進

交通死亡事故等抑止対策の推進

子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進

サイバー空間の脅威に対する対策の推進

犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

執行の重点に対する推進事項

伊勢志摩サミット警備の完遂（～6月）

平成28年5月に開催される伊勢志摩サミットをめぐっては、我が国を標的とするテロの脅威が現実のものとなっていることなどを踏まえ、開催地を管轄する県警察として、国内外要人の身辺の安全と行事の円滑な遂行の確保及びテロ等違法行為の未然防止に向けた警備諸対策を推進する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 重要防護対象等に対する警戒警備の徹底
- (2) テロ等違法行為の未然防止対策の強化
- (3) 情報収集活動及び違法行為の取締りの徹底
- (4) サイバー攻撃対策等の強化
- (5) 総合的な交通対策の推進
- (6) 教養訓練の徹底
- (7) 広報活動の推進

犯罪抑止に向けた取組の推進

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や侵入犯罪、特殊詐欺等、県民の身近で発生する犯罪が後を絶たず、体感治安に大きな影響を及ぼしているほか、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題の発生が懸念されていることから、県民生活の安全と平穏を確保するため、地域社会や関係機関・団体等と協働した取組をより一層推進し、地域社会の防犯力を向上させるとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな問題に的確に対処し、これを抑止する取組を推進する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
- (2) 重層的な防犯ネットワークの構築と事案の緊急性・危険性等を踏まえた適時適切な情報提供の推進
- (3) 関係機関・団体等と連携した防犯ボランティア活動等の促進
- (4) 高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺を始めとする犯罪被害防止対策の推進
- (5) 犯罪抑止インフラの整備等による犯罪の起きにくいまちづくりの推進

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の的確な推進

捜査の困難化や新たな刑事司法制度に対応し、治安上の重要課題である重要凶悪事件の早期かつ確実な検挙、良好な治安の根幹をなす重要窃盗犯の高いレベルでの検挙、深刻な被害となっている特殊詐欺の抑止に利く検挙など、犯罪捜査の的確な推進が求められている。また、指定暴力団六代目山口組の分裂をめぐる情勢、伊勢志摩サミットの開催に伴う訪日・滞在外国人の増加、暴力団や外国人による組織的な薬物犯罪など、組織犯罪情勢は、今後、更に厳しさを増すことが予想される。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- (2) 政治・行政・経済の構造的不正の追及
- (3) 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- (4) 科学技術を活用した捜査の更なる推進
- (5) 被疑者取調べの適正化の更なる推進
- (6) 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- (7) 国際組織犯罪対策の強化
- (8) 県民の生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化
- (9) 初動警察における事態対処能力の強化（各「執行の重点」共通）

交通死亡事故等抑止対策の推進

人身事故は年々減少傾向にあるものの、依然として高齢死者の割合が高水準で推移しており、また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないなど厳しい交通情勢にある中、第10次三重県交通安全計画（平成28年度から平成32年度）が掲げる抑止目標を達成するため、人身事故の減少傾向の定着に向けた取組の強化が求められている。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 交通安全教育・広報啓発活動の推進
- (2) 交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進
- (3) 高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進
- (4) 安全で快適な交通環境の整備

子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進

生命・身体に深刻な被害を及ぼすおそれのあるストーカー・配偶者暴力事案や、子供・女性が被害に遭う性犯罪や声掛け等の前兆事案の発生が、県民に強い不安を与えていることから、これらの被害から子供や女性を守るための取組を推進する必要がある。また、刑法犯少年の検挙人員は減少しているものの、少年が加害者、被害者となる凶悪犯罪が依然として発生しているほか、少年の福祉を害する犯罪や児童虐待等の被害が後を絶たないなど、少年の非行防止、保護の両面において総合的な対策を推進する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する迅速・的確かつ総合的な対応
- (2) 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的活動の推進
- (3) 関係機関・団体等と連携した通学路等の安全確保の推進
- (4) 児童虐待への対応における取組の強化
- (5) 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進
- (6) 街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進
- (7) 学校におけるいじめ問題への的確な対応
- (8) 児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯の効果的な取締り等の推進
- (9) 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進

国際テロの危険が急速に高まっている情勢を踏まえ、伊勢志摩サミット警備終了後もその経験を生かした万全のテロ対策を図る必要がある。また、南海トラフ地震を始めとする大規模災害等の緊急事態に備えた取組が求められている。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 治安に影響を及ぼし得る事象に関する幅広い情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底
- (2) 情勢に応じた的確な警戒警備の徹底
- (3) 地域住民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進
- (4) 危機管理体制の強化及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確な対処

サイバー空間の脅威に対する対策の推進

インターネットが県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっている。こうした中、全国的にインターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪が多発しているほか、重要インフラ事業者等の基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にある。このような情勢を踏まえ、次の諸施策を重点的に推進する。

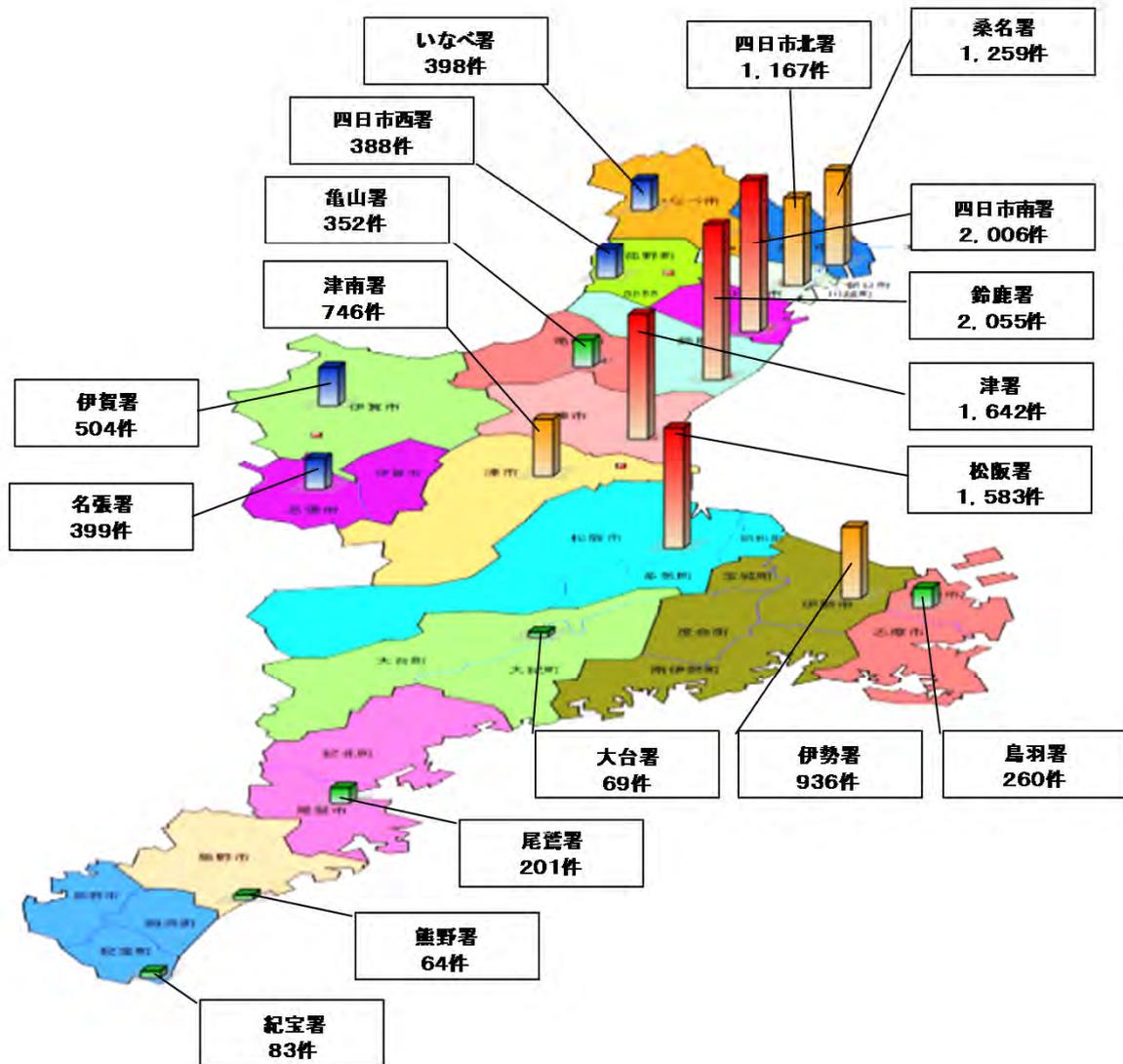
- (1) サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上
- (2) サイバー犯罪の抑止に向けた官民一体となった取組の推進
- (3) 高度な情報技術を利用する犯罪に対する戦略的な捜査と被害拡大防止対策の推進
- (4) サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化
- (5) コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進
- (6) サイバー空間における違法・有害情報対策の推進

犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

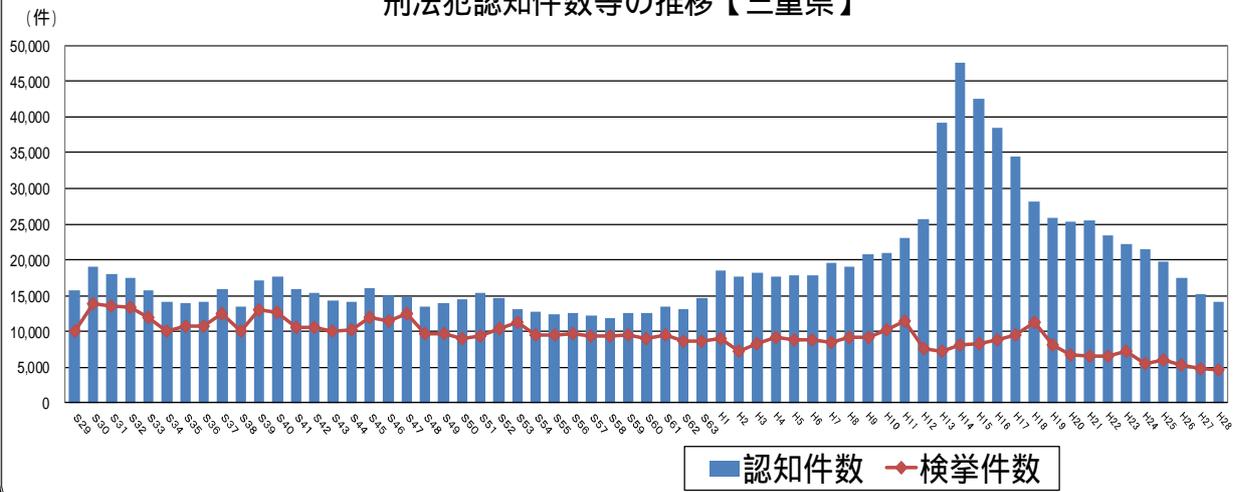
犯罪被害者等の多くは、犯罪によって直接的な被害だけでなく、様々な二次的被害を受けている。また、警察に寄せられる要望・相談等は複雑、多岐にわたり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれの大きいものも含まれる。このような情勢を踏まえ、次の諸施策を重点的に推進する。

- (1) 民間支援団体等との連携による被害者等のニーズに応じた適正な被害者支援
- (2) 被害者支援に対する県民の理解と協力の確保
- (3) 女性被害者等に対する対応強化
- (4) 生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等への迅速・確実な組織対応

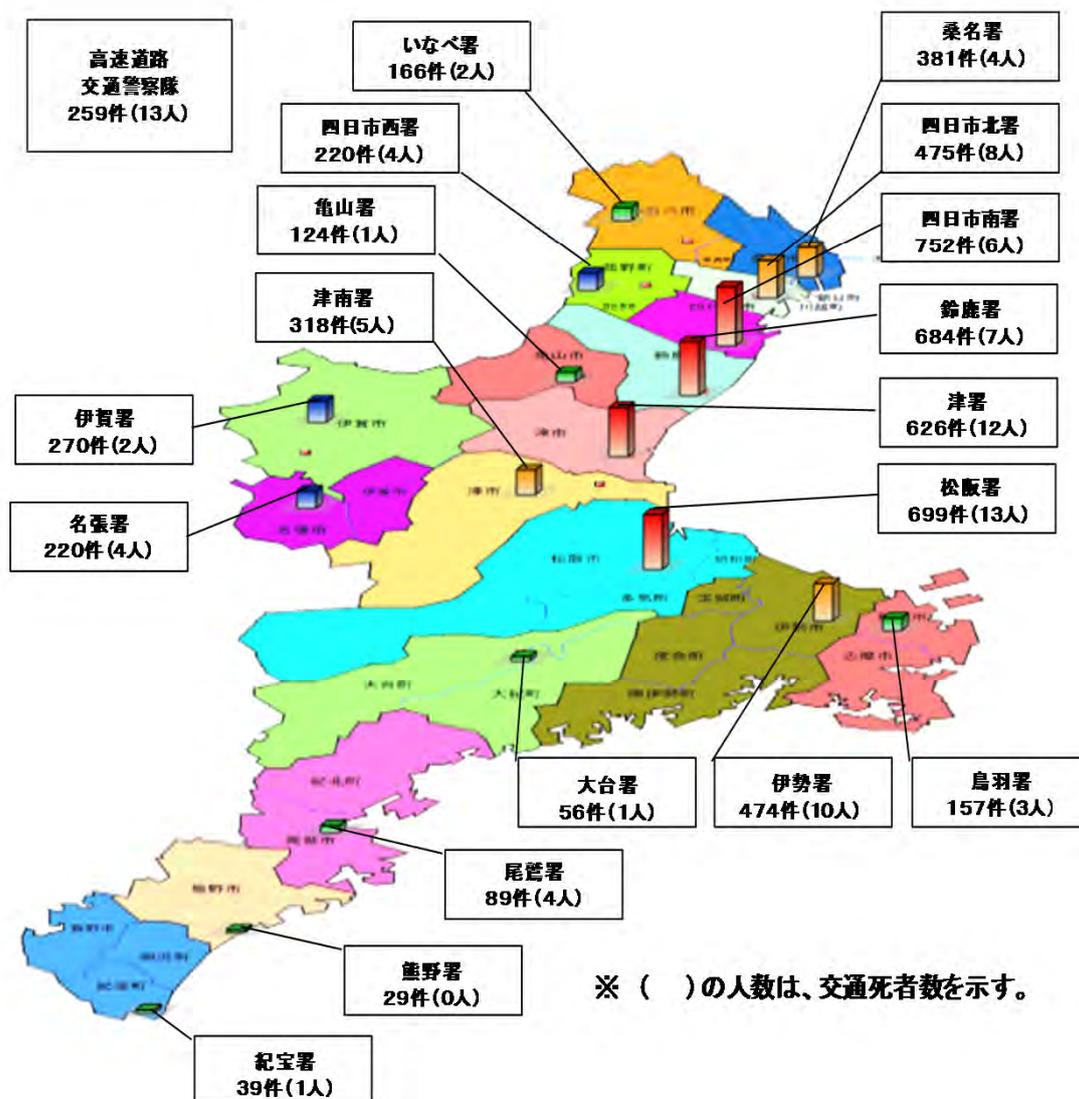
警察署別刑法犯認知件数【平成28年】



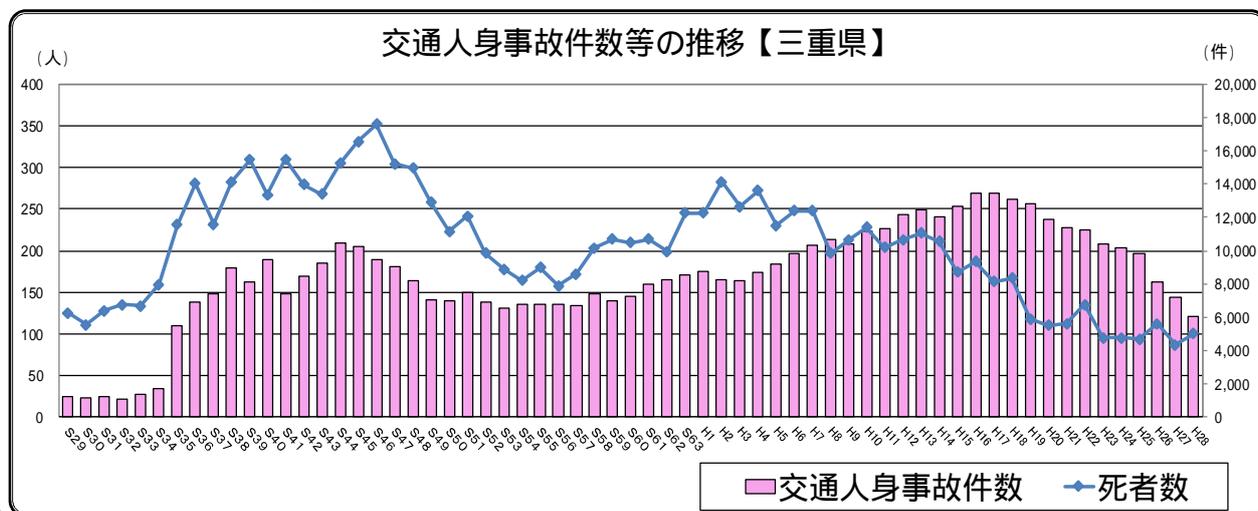
刑法犯認知件数等の推移【三重県】



警察署別交通人身事故件数【平成28年】



※ () の人数は、交通死者数を示す。



執行の 重点 1

伊勢志摩サミット警備の完遂（～6月）

【主担当：警備部】

目的（対象、意図）

平成28年5月に開催される伊勢志摩サミットをめぐっては、我が国を標的とするテロの脅威が現実のものとなっていることなどを踏まえ、開催地を管轄する県警察として、国内外要人の身辺の安全と行事の円滑な遂行の確保及びテロ等違法行為の未然防止に向けた警備諸対策を推進する必要がある。



首脳会議



首脳車列

平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・伊勢志摩サミットは、平成28年5月26日、27日の2日間、志摩観光ホテルを主会場に14か国、7機関が参加して開催された。県警察では、各都道府県警察からの特別派遣を受け、一日最大1万6千人の警備体制で警護警備を実施した結果、テロ等重大な違法行為の発生を完全に防遏した。
- ・伊勢志摩サミット開催決定後、警備諸対策を推進するための体制を確立するとともに、警備計画等の策定、関係機関と連携したテロ対策合同訓練等を推進した。
- ・官民一体となったテロ対策として、警察本部及び各警察署において「テロ対策パートナーシップ」を設立したほか、大規模集客施設等におけるソフトターゲット対策、新たな脅威への対処として小型無人機（ドローン）対策等を推進し、各国要人の身辺の安全と行事の円滑な進行の確保及びテロ等違法行為の未然防止等、所期の目的を達成した。
- ・伊勢志摩サミットで培った様々な経験を今後の大規模警備等に生かすなどしてテロ対策を継続推進する。特に、テロ対策パートナーシップについては、県内における今後のテロ対策の重要な基盤とし、合同訓練や研修会の開催、キャンペーン活動等を通じて、官民一体のテロ対策を推進していく。

推進事項
(1)

重要防護対象等に対する警戒警備の徹底

【主担当：警備部警備企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

サミット関連施設等に対する警戒警備

- ・ 首脳会議場として使用された志摩観光ホテルのほか、ソフトターゲットとなり得る公共交通機関、大規模集客施設等に対する警戒警備を強化し、その任務を無事完遂した。

管理者対策及び自主警備の強化

- ・ 施設管理者に対し、テロの未然防止の観点から、自主警備の強化及び不審者(物)発見時の即報等について協力依頼を行った。

住民の理解と協力

- ・ 会議場その他関連施設周辺に居住する住民に対して、上記施設管理者と同様、不審者(物)発見時の即報及びサミット警備への理解と協力を求めた。



会議場の警戒



会議場周辺の警戒



ソフトターゲットに対する警戒



関連施設の警戒

推進事項 (2)

テロ等違法行為の未然防止対策の強化

【主担当:警備部警備企画課】

平成28年(度)の取組概要と成果

伊勢志摩サミットワーキンググループの設置

- ・伊勢志摩サミットに特化した個別的な項目について、協議・検討を行う枠組みとして「伊勢志摩サミットワーキンググループ」を設置し、伊勢志摩サミットの円滑な進行と安全安心な開催に向け、自主警備態勢の確立・強化等を図った。
- ・グループについては、4グループ(公共交通機関等、ライフライン等、水際対策、交通対策推進)を設置し、会合や訓練等の実施によりテロの未然防止に対する意識の高揚を図った。

賢島臨時警備派出所の設置

- ・賢島及びその周辺における安全確保のほか、サミット開催に伴う賢島住民、関係者との協力関係の構築等を目的に、会場直近の警察施設として、平成28年2月16日から同年6月13日までの間、賢島島内に臨時警備派出所を設置し、警察官2名を配置した。



伊勢志摩サミットワーキンググループ会合



公共交通機関との合同訓練



公共交通機関との合同訓練



賢島臨時警備派出所

推進事項
(3)

情報収集活動及び違法行為の取締りの徹底

【主担当：警備部警備企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

関係機関と連携強化

- ・ 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、入国管理局や海上保安庁と連携した水際対策を始め、関係機関と緊密に連携した幅広い情報収集や多角的な分析活動により、各種テロ事案の「予兆」を把握するよう努めた。

日本型テロ対策の推進

- ・ テロ対策パートナーシップによる活動のほか、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する自主警備の強化、不審情報認知時の即報及び接客する従業員を対象としたロールプレイング方式の訓練を実施するなど、日本型テロ対策を推進した。

違法行為の取締りの徹底

- ・ 会議場及び関連施設周辺に警戒員を配置し、不審者（物）の発見に努めたほか、伊勢志摩サミット開催に関連した集会やデモに際しては、必要な措置を講ずるなどした結果、大きな混乱等無く、その任務を完遂した。



テロ対策三重パートナーシップ推進会議



テロ対策三重パートナーシップ合同研修会



会議場周辺の警戒



デモ警備

平成28年（度）の取組概要と成果

管理者対策等の実施

- サイバー攻撃の脅威に対する認識の共有及び被害の未然防止を図るため、県内の重要インフラ事業者等に対し、情報セキュリティに係る情報共有、システム担当者との連絡体制の確立等、管理者対策を実施したほか、当該事業者参加によるセミナーや研修会を開催した。

協議会等の開催

- 県内の重要インフラ事業者を構成員とする三重県サイバーテロ対策協議会を開催し、伊勢志摩サミット開催に伴うサイバー攻撃対策について理解と協力を求めた。
- テロ対策パートナーシップを活用し、参画機関に対してサイバー攻撃対策について周知した。

共同対処訓練の実施

- サイバー攻撃事案発生時において、官民が連携して的確な対処が図れるよう、自治体及び協議会の参画事業者との合同によるサイバーテロ（攻撃）共同対処訓練を実施した。



三重県サイバーテロ対策協議会



サイバー攻撃対策セミナー



共同対処訓練



共同対処訓練

推進事項
(5)

総合的な交通対策の推進

【主担当：警備部警備企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

交通総量抑制対策の推進

- 伊勢志摩サミット開催中の各国首脳等の移動に伴い、高速道路や伊勢志摩地域における交通規制が想定されたことから、混雑緩和を目的とする交通総量抑制に向けた取組を推進した。
- 具体的には、
伊勢志摩サミット交通対策推進ワーキンググループの設立
関係企業、団体に対する協力要請
マスメディアの活用、広報用ポスター等の作成・配布
により、伊勢志摩サミット期間中における公共交通機関の利用、マイカー利用の自粛、事業用車両の運行調整を推進した。

交通規制に対する住民の理解と協力

- サミット開催期間中の交通規制に際し、日常生活への影響等の不安を解消することを目的に、交通規制が実施される道路付近に居住する住民を対象とした説明会を開催したほか、交通規制に関する情報を県民等に広く周知するため、マスメディアやインターネットを活用した情報提供を行った。



伊勢志摩サミット交通対策推進
ワーキンググループ会合



住民説明会



広報用パンフレット



広報用ポスター

推進事項 (6)

教養訓練の徹底

【主担当：警備部警備企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

警察職員に対する教養

- ・ 全職員に対するサミット警備に向けた一体感の醸成を図るとともに、伊勢志摩サミットをめぐる警備情勢等を理解し、漏れのない警備諸対策を推進することを目的に、サミット対策課幹部による警察本部及び各警察署職員を対象とした巡回教養を実施したほか、警察署長会議等の各種会議の機会を通じて、サミット警備に関する教養を実施した。

各種訓練の実施

- ・ サミット警備に万全を期するため、他の都道府県警察と合同による警備実施訓練・警護訓練、海上保安庁等関係機関と合同による海上警備訓練等を実施したほか、サミット開催1か月前には各種訓練の集大成として、総合警備訓練(850名参加)を実施し、サミット警備完遂に向けて意識の高揚を図った。



警護訓練



警備実施訓練



海上警備訓練



警察職員に対する教養

推進事項 (7)

広報活動の推進

【主担当：警備部警備企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

マスメディアへの情報提供

- ・ サミット警備に対する県民の理解と協力を得るため、警察本部長を始めとする各級幹部等が記者会見やテレビ局のインタビュー等を受け入れるなど、マスメディアを通じた積極的な情報提供を行った。

ポスター・チラシの作成・配布等

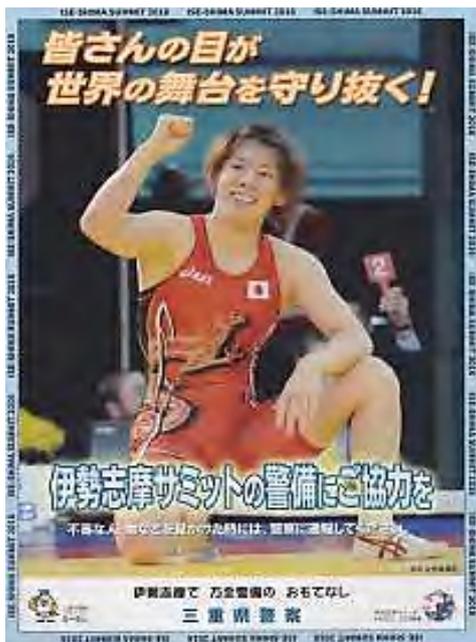
- ・ 国際テロの未然防止を始め、交通規制情報、県内各所で実施される検問への理解と協力を求めるため、ポスターやチラシを作成・配布したほか、県警ウェブサイト内に伊勢志摩サミット警備に係る特設サイトを開設した。
- ・ 特に交通規制情報については、リアルタイムで情報発信するため、ラジオやツイッター等を活用した。



警察本部長の記者会見



県警ウェブサイト特設サイト



広報用ポスター



広報用チラシ

執行の 重点2

犯罪抑止に向けた取組の推進

【主担当：生活安全部】

目的（対象、意図）

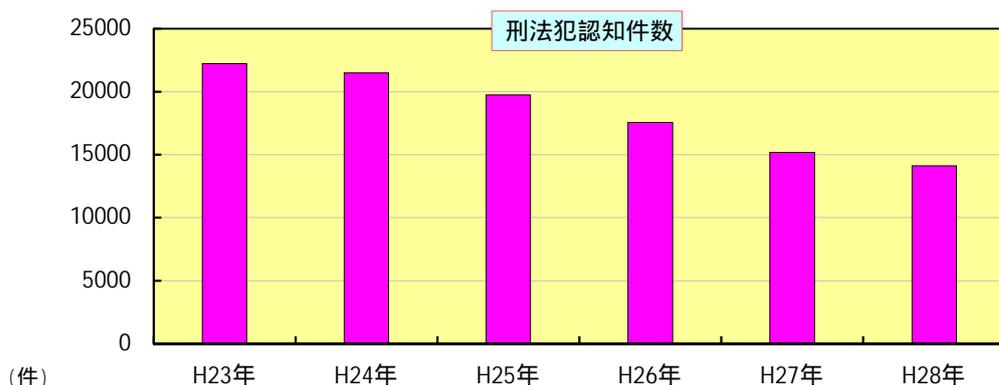
県民生活の安全と平穩を確保するため、地域社会や関係機関・団体等と協働した取組を推進し、地域社会の防犯力を向上させるとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな問題に的確に対処し、これを抑止する取組を推進する。

指標

刑法犯認知件数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
目標値	22,600件	21,900件	21,300件	21,000件	21,000件	15,178件未満
実績値	22,215件	21,493件	19,726件	17,550件	15,178件	14,112件
比率	98.3%	98.1%	92.6%	83.6%	72.3%	93.0%

（注）「比率」は、目標値を100とした場合における実績値の割合を示す。



平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 地域住民、事業者、自治体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止活動に取り組んだ結果、平成28年中の刑法犯認知件数は、平成になって以降最少を記録した。
また、犯罪の未然防止と犯罪発生後の早期解決を図るため、地域住民等との協創により犯罪が多発する地区に街頭防犯カメラを設置するなど、犯罪抑止インフラの整備拡充に取り組んだほか、関係機関・団体と連携し、新たな防犯ボランティア団体の結成促進や持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進した。
- ・ 一方で、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や子供・女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないことから、引き続き、地域住民等と連携・協働による犯罪抑止活動を推進する必要がある。

**推進事項
(1)**

**地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
【主担当:生活安全部生活安全企画課】**

平成28年（度）の取組概要と成果

重点犯罪及び犯罪抑止計画の策定

- ・ 県内の犯罪情勢を勘案し、組織的に抑止対策を行う必要がある犯罪のほか、地域住民が不安を感じる罪種・手口として、空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、オートバイ盗、自転車盗、特殊詐欺の12罪種を本部重点犯罪に選定し、本部犯罪抑止計画を策定した。
- ・ 各警察署において、管内の犯罪情勢のほか、各種警察活動を通じて収集した情報を分析し、本部重点犯罪のうち地域住民の安全・安心を脅かしている犯罪を署重点犯罪に選定し、署犯罪抑止計画を策定した。
- ・ 地域住民の安全・安心の確保の観点から、より大きな効果が発現するように、本部及び署犯罪抑止計画に基づく推進状況等について半期ごとに検証を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえ不断の見直しに努めることで、より効果的な犯罪抑止対策を推進した。

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

- ・ 本部及び警察署において策定した犯罪抑止計画に基づき、犯罪発生時における組織的な捜査活動を始め、犯罪多発地域・時間帯におけるパトロールの強化や、各種機会・広報媒体を効果的に活用した地域住民への情報提供、関係機関・団体等と連携協働した広報啓発活動等を推進した結果、平成28年中の刑法犯認知件数は、平成になって以降最少となる14,112件となった。

平成29年（度）の取組方向

重点犯罪及び犯罪抑止計画の策定

- ・ 平成29年の本部重点犯罪として、空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、ひったくり、強制わいせつ、オートバイ盗、自転車盗、特殊詐欺の10罪種を選定し、本部犯罪抑止計画を策定したことから、抑止計画に基づく対策を推進する。
- ・ 平成29年の署重点犯罪として、本部重点犯罪を含めた全刑法犯の中から、管内の犯罪発生状況や地域住民の要望等を踏まえ選定し、署犯罪抑止計画を策定したことから、抑止計画に基づく対策を推進する。

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

- ・ 平成29年の本部及び署犯罪抑止計画に基づき、犯罪発生時における組織的な捜査活動を推進するほか、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置いた街頭活動の強化、防犯情報等の適時適切な提供、関係機関・団体と連携協働した活動など、県民の安全・安心の確保に向け、地域の犯罪情勢に即した諸活動を戦略的に展開する。
- ・ 犯罪発生状況を詳細かつ多角的に分析するとともに、推進した犯罪抑止対策については効果の検証を行うなど、地域住民にとって真に効果のある抑止対策を推進する。

推進事項 (2)

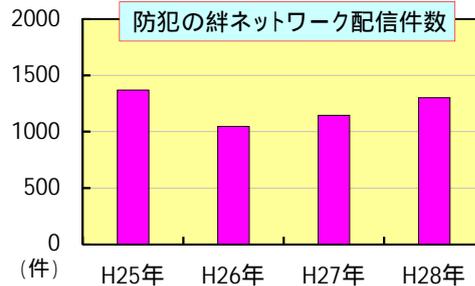
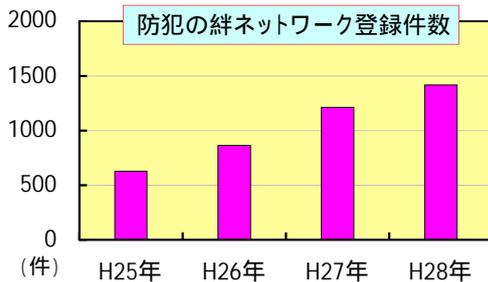
重層的な防犯ネットワークの構築と事案の緊急性・危険性等を踏まえた適時適切な情報提供の推進

【担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

防犯の絆ネットワーク登録件数、配信件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年
登録件数	630件	867件	1,214件	1,401件
配信件数	1,371件	1,046件	1,146件	1,302件



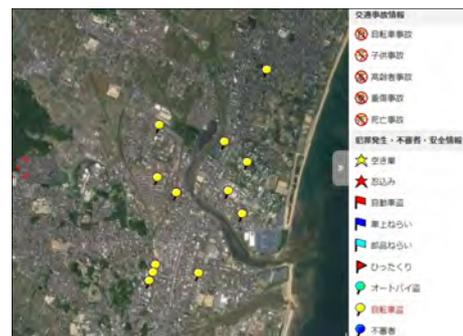
平成28年（度）の取組概要と成果

重層的な防犯ネットワークの構築

- ・地域社会の連帯感や絆の強化を図ることを目的に、知りたい人に知らせたい防犯情報を提供する「防犯の絆ネットワーク」の拡充に継続して取り組み、平成28年12月末現在の登録件数は1,401件となった。
- ・企業等が社会貢献の一環として犯罪抑止に取り組む防犯CSR活動について、県内の事業所に対する働き掛けを行ったほか、地域安全活動に係る申入れを受理するなど活動の促進を図った。

事案の緊急性・危険性等を踏まえた情報提供の推進

- ・空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、自転車盗、不審者情報の発生状況等を、犯罪情報マップとして県警ウェブサイトに掲載した。
- ・「防犯の絆ネットワーク」を通じて、架空請求詐欺や還付金等詐欺の発生状況のほか、多発している犯罪や不審者に関する情報など、1,302件の防犯情報をメール配信したほか、「学習塾安全サポート・ポリスネット」を通じ、県内の学習塾に対して、スマートフォン向けアプリの利用に起因する事件・事故等に関する注意喚起を行った。
- ・警察官をかたるオレオレ詐欺や市役所職員をかたる還付金詐欺等の事案が発生した際には、「特殊詐欺金融機関即応ネットワーク」を通じ、県内の金融機関に対してタイムリーな情報提供を行い、各店舗における水際対策の強化を図った。



犯罪情報マップ

平成29年（度）の取組方向

重層的な防犯ネットワークの構築

- ・地域の犯罪情勢に応じ、警察からの防犯情報の提供を通じて対策を講じる必要性の高い罪種や被害者類型ごとに防犯ネットワークが整備され、効果的に機能しているかを検証し、必要に応じて新たな防犯ネットワークを構築するほか、「防犯の絆ネットワーク」等、既存のネットワークの拡充と活用促進を図る。

事案の緊急性・危険性等を踏まえた情報提供の推進

- ・ 犯罪の発生状況や被害防止のための具体的な防犯対策について、マスメディアへの情報提供のほか、メール配信や県警ウェブサイトへの掲載、防災行政無線の活用など、各種広報媒体による情報提供を行い、地域住民等による積極的な防犯対策の促進を図る。
- ・ 地域住民の生命、身体等に危害が及ぶおそれの高い重要凶悪事件の発生時等において、地域住民に対する迅速、適切な情報発信が可能となるよう、関係機関・団体等との更なる連携の強化を図る。

推進事項
(3)

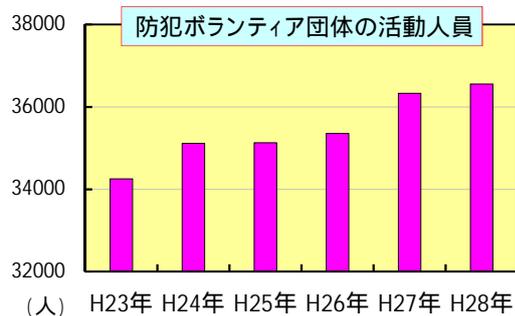
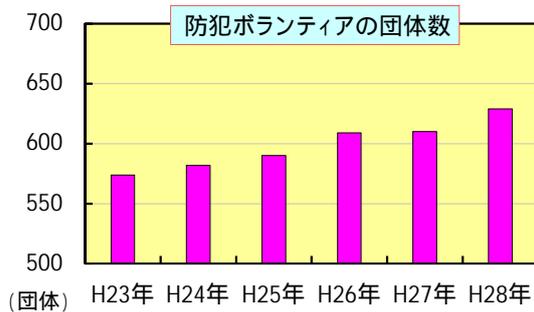
関係機関・団体等と連携した防犯ボランティア活動等の促進

【主担当：生活安全部生活安全企画課】

指標

防犯ボランティアの団体数及び活動人員

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
団体数	574団体	582団体	590団体	609団体	610団体	629団体
活動人員	34,254人	35,113人	35,128人	35,353人	36,330人	36,559人



平成28年（度）の取組概要と成果

防犯ボランティア団体に対する支援等の推進

- ・警察が把握している防犯ボランティア団体数は、平成28年12月末現在、629団体、36,559人となった。
- ・防犯ボランティア活動の活性化に向け、「防犯の絆ネットワーク」によるメール配信やファクシミリネットワーク等を活用した犯罪情報・防犯情報の提供、合同パトロールの実施や防犯活動に係るノウハウの提供など、各種支援を実施した。
- ・防犯ボランティア活動上の課題解決を図り、将来にわたり、持続可能な活動とするため、防犯ボランティア団体の士気高揚や相互交流による活動の活性化を促すとともに、活動内容の周知による新たな参加者層の拡充を図ることを目的に、公益社団法人三重県防犯協会連合会との共催で、防犯ボランティアフォーラムin三重2016を開催した。
- ・平成28年度自主防犯活動団体活性化推進事業により、自主防犯活動に積極的に取り組み、又は取組意欲がある5団体に対して、防犯パトロールベスト、ジャンパー、腕章、LED信号灯など、防犯活動用物品の支援を実施した。

企業等による自主的な犯罪抑止活動の促進

- ・企業等が社会貢献の一環として犯罪抑止に取り組む防犯CSR活動について、県内の事業所に対する働き掛けを行ったほか、清掃関連サービス企業と連携し、ATMコーナー床面に設置する特殊詐欺被害防止啓発フロアマットを製作するなど、企業等による自主的な犯罪抑止活動の促進を図った。



企業と連携したフロアマットの制作

- ・三重県民共済生活協同組合と連携し、発行する新聞折込チラシへの特殊詐欺被害防止啓発文の掲載や、小学生児童等を対象とした特別映画上映会における防犯講話など、事業の特性を活かした犯罪抑止対策を推進した。

平成29年（度）の取組方向

防犯ボランティア団体に対する支援等の推進

- ・多くの防犯ボランティア団体は、構成員の高齢化や後継者不足などの課題を抱え、将来における活動の先細りが懸念されていることから、自治体や学校、事業者等と連携し、防犯ボランティアの裾野の拡大と活動の活性化を図る。

企業等による自主的な犯罪抑止活動の促進

- ・企業等が防犯CSR活動を始めとした自主的かつ効果的な犯罪抑止活動が推進できるよう、防犯CSR活動に係る協定の締結や申入れの受理のほか、犯罪発生状況の提供や連携した広報啓発活動の実施など側面的な支援を行い、自主的な犯罪抑止活動に取り組みやすい環境づくりを推進する。

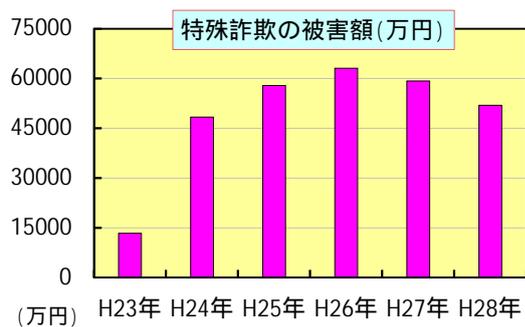
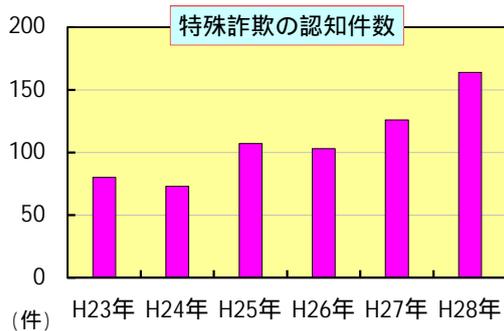
**推進事項
(4)**

**高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺を始めとする
犯罪被害防止対策の推進**
【担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

特殊詐欺の認知件数、被害額

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
認知件数	80件	73件	107件	103件	126件	164件
被害額	1億3,300万円	4億8,350万円	5億7,880万円	6億3,140万円	5億9,280万円	5億1,960万円



平成28年(度)の取組概要と成果

県民の警戒心・抵抗力を向上させる広報啓発活動の推進

- ・ 県内の全小学校と連携し、敬老の日を含む連休等を利用して、小学生(約10万人)から祖父母等に対して、特殊詐欺の被害防止を呼び掛けるメッセージカード「キッズ キズナカード」による注意喚起を行った。



キッズ キズナカードによる注意喚起

- ・ 毎月15日の「特殊詐欺撲滅の日」を中心に、関係機関等と連携し、特殊詐欺被害防止のための県民への注意喚起やATM周辺における警戒活動等の対策を強化した。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞等を通じ、警察官の番組出演等による広報やデータ放送等での注意喚起を実施したほか、交番・駐在所の広報紙や自治体広報誌等への防犯記事の掲載、自治体と連携した防災行政無線の活用など、各種広報媒体による広報を実施した。
- ・ 自治会や老人クラブの会合等、各種機会を捉えた被害防止講話を推進するとともに、高齢者等への被害防止意識の浸透が一層図られるよう、寸劇や落語を用いた講話やグラウンドゴルフ会場に赴いての短時間講話を実施するなど、工夫を凝らした注意喚起に努めた。

被害に遭わないための環境整備の促進

- ・ 電話の発信者に対して警告メッセージを流した上で通話を自動で録音する自動通話録音警告機360台を導入し、被害の多い津市及び四日市市をモデル地区として、同地区に居住する高齢者等を対象とした無償貸与事業を実施した。
- ・ 自治体と連携の上、電話による特殊詐欺の被害防止に有効な自動通話録音警告機等の普及促進に向けたキャンペーン活動を実施した。

金融機関等と連携した水際対策の強化

- 金融機関、宅配事業者、コンビニ事業者、ATM設置商業施設の防犯担当者等が参加する特殊詐欺被害防止対策会議を開催し、水際対策の強化に向けた協力要請を行ったほか、特殊詐欺の被害状況や被害の未然防止対策等について情報交換を行うなど、関係機関との連携強化を図った。
- 金融機関窓口での声掛け要領を効率よく習得できるよう、声掛け要領を分かりやすく解説した声掛けマニュアルDVDを県内の金融機関全店舗に配布した。
- 金融機関等における顧客への声掛けを中心とした水際対策の強化を図るため、窓口での対応要領をロールプレイング形式で訓練する声掛け訓練や、管内の各金融機関代表者が集まり、各チームごとに声掛け訓練を競技形式で行う声掛け実践塾などを実施した。



声掛け訓練の実施状況

平成29年（度）の取組方向

県民の警戒心・抵抗力を向上させる広報啓発活動の推進

- 深刻化する特殊詐欺の被害に歯止めを掛けるため、被害者の約7割を占める高齢者を中心に、小学生からの特殊詐欺被害防止メッセージカードによる注意喚起を継続して実施するほか、国の交付金を活用し、オペレーターからの架電により県民に直接注意を呼び掛けるコールセンター事業を実施するなど、一層効果的な広報啓発活動を推進する。

被害に遭わないための環境整備の促進

- 自動通話録音警告機貸与事業を継続して実施するとともに、モデル地区における貸与期間終了後は、同機器を県内各警察署に再配分し、県内全域において貸与事業を実施する。
- 自動通話録音警告機貸与事業において、設置者に対するアンケート調査を実施して設置による効果を検証し、その結果を広報、活用することで、県民による被害防止機器の自主的な設置を促進するとともに、市町における同機器の導入に係る予算の増額を働き掛けるなど、被害防止機器の普及促進を図る。

金融機関等と連携した水際対策の強化

- 金融機関における声掛け訓練等を通じ、窓口での声掛け技能の向上を図るとともに、金融機関からの通報に対する早期の臨場や発生情報の適時適切な提供等を通じ、水際対策を一層強化する。
- 金融機関職員等による声掛けにより被害を水際で阻止した事案については、積極的に表彰、広報するなどして、水際対策に係る意識の高揚を図る。

推進事項 (5)

犯罪インフラの整備等による犯罪の起きにくい まちづくりの推進

【主担当:生活安全部生活安全企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

街頭防犯カメラの設置促進

- ・ 犯罪の未然防止と犯罪発生後の早期解決を図るため、平成28年度中、地域住民等との協創により、犯罪が多発する四日市市諏訪地区に街頭防犯カメラ10基を設置するとともに、前年度設置した5基と合わせて、同地区を他地区が街頭防犯カメラを設置する際の模範となる「安全・安心まちづくりモデル地区」に設定した。
- ・ 各市町における次年度の予算編成前に、警察署幹部が各市町の首長等に対して、防犯カメラ等の防犯機器の設置・拡充等について働き掛けを実施した結果、平成29年2月には「度会町防犯カメラの設置運用規程」が制定されたほか、四日市市では、防犯カメラの設置に係る補助金制度により50基の防犯カメラが新たに設置された。



街頭防犯カメラの設置

犯罪に強い防犯建物部品の普及促進

- ・ 公益社団法人三重県防犯協会連合会、NPO法人三重県防犯設備協会等が共同認定する三重県防犯優良アパート認定制度及び三重県防犯優良マンション認定制度について、各種広報活動を通じた普及促進に努め、平成28年度中、新たに10件が防犯優良アパートに認定され、県内での認定数は14件となった。
- ・ 全国地域安全運動期間中に開催された「松阪ワークセンターフェスティバル2016」において、NPO法人三重県防犯設備協会のほか、住宅関連企業等と連携し、住宅侵入犯罪等の被害防止を呼び掛けたほか、防犯性能の高い建物部品（CP部品）の展示やガラス割り実験を通じた防犯建物部品の普及促進を図った。

平成29年（度）の取組方向

街頭防犯カメラの設置促進

- ・ 街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、その有用性や「安全・安心まちづくりモデル地区」の取組等を幅広く広報し、県内の自治体、自治会等による街頭防犯カメラの設置促進を図る。また、次年度の当初予算編成前に、各市町の首長等に対して、防犯カメラ等の設置を始め、地域安全関係予算の増額等を働き掛ける。

犯罪に強い防犯建物部品の普及促進

- ・ NPO法人三重県防犯設備協会等と連携した広報啓発活動を実施するほか、防犯性能の高い建物部品や防犯優良アパート認定制度等の普及促進を図る。

執行の 重点3

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の的確な推進

【主担当：刑事部】

目的（対象、意図）

捜査の困難化や新たな刑事司法制度に対応し、治安上の重要課題である重要凶悪事件の早期かつ確実な検挙、良好な治安の根幹をなす重要窃盗犯の高いレベルでの検挙、深刻な被害となっている特殊詐欺の抑止に利く検挙など、犯罪捜査を的確に推進する。また、指定暴力団六代目山口組の分裂をめぐる情勢、伊勢志摩サミットの開催に伴う訪日外国人の増加、暴力団や外国人による組織的な薬物犯罪など、組織犯罪情勢を踏まえた捜査を展開する。

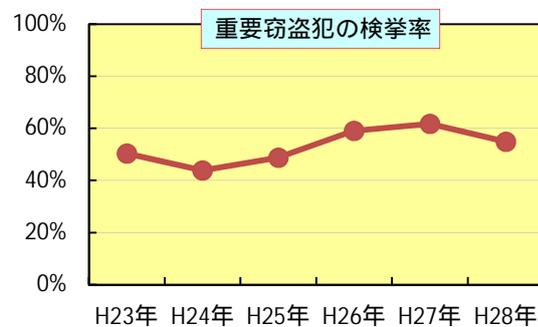
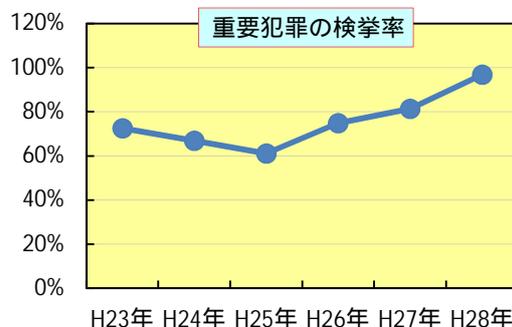
指標

1：重要犯罪の検挙率

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
目標値	-	-	-	-	-	70.0%
重要犯罪	72.6%	66.9%	61.1%	74.8%	81.3%	96.9%

2：重要窃盗犯の検挙率

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
重要窃盗犯	50.4%	43.8%	48.7%	59.0%	61.7%	54.9%



平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙のため、犯罪情勢を踏まえた検挙対策など、犯罪捜査を的確に推進した結果、県民に強い不安を与える重要犯罪の検挙率（96.9%）、県民の身近で発生する重要窃盗犯の検挙率（54.9%）は、いずれも過去5年の平均値（重要犯罪：70.5%、重要窃盗犯：52.2%）を上回った。また、特殊詐欺実行犯及び助長犯の検挙、弘道会傘下組織首領らによる傷害事件など暴力団構成員等の検挙、外国人が関与する犯罪インフラ事案など来日外国人による犯罪の検挙、県民の生活を脅かす生活経済事犯等の検挙など、取締りの強化に努めた。
- ・ 引き続き、重要犯罪を始めとする県民に不安を与える種々の犯罪発生時においては最大限の捜査力を傾注し、被疑者の現場検挙、客観証拠の収集など迅速・的確な初動捜査を徹底して早期検挙・解決に努めるとともに、各種捜査支援システムや科学捜査の活用などによる検挙力の強化に向けた取組を一層推進する。また、上位実行犯被疑者の検挙や犯行拠点の摘発など特殊詐欺撲滅に向けた取締り活動、取締りの強化による六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の防遏、外国人に関する犯罪インフラ対策など総合的な組織犯罪対策、生活経済事犯等の取締りなどを強力に推進する。

推進事項
(1)

重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上

【主担当：刑事部刑事企画課】

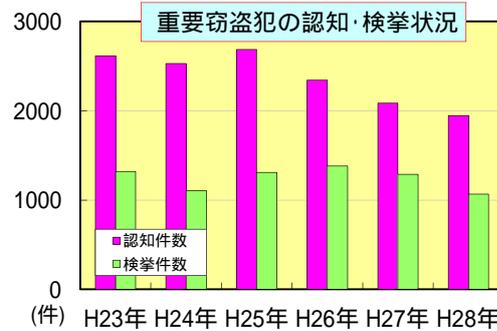
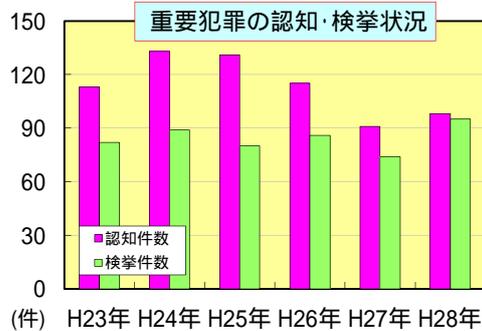
指標

1：重要犯罪の認知検挙状況

年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
重要犯罪	認知件数	113件	133件	131件	115件	91件	98件
	検挙件数	82件	89件	80件	86件	74件	95件

2：重要窃盗犯の認知検挙状況

年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
重要窃盗犯	認知件数	2,616件	2,529件	2,687件	2,342件	2,085件	1,947件
	検挙件数	1,319件	1,107件	1,308件	1,381件	1,287件	1,068件



平成28年（度）の取組概要と成果

重要犯罪に対する捜査の徹底

- 組織の総合力を発揮した迅速・的確な初動捜査及び現場鑑識活動の徹底による客観証拠の収集、DNA型鑑定や各種捜査支援システムの積極的活用等科学捜査を推進した結果、「津及び松阪署管内において連続発生した刃物使用の強制わいせつ等事件」、「鈴鹿署管内において連続発生したわいせつ略取逮捕監禁強姦致傷等事件」、「津、亀山、四日市南署管内において連続発生した銃使用の持凶器コンビニ強盗事件」等、平成28年中95件の重要犯罪を検挙した。検挙率は、過去5年の平均値（70.5%）を上回る96.9%であった。

未解決重要事件に対する粘り強い捜査の推進

- 平成20年9月、多気郡明和町地内の女性が一人暮らしをする一般民家において発生した強盗強姦事件については、早期の被疑者検挙には至らなかったものの、捜査第一課強行犯係を中心に専従捜査体制を構築するなど、粘り強い捜査を尽くした結果、事件発生から8年越しで被疑者を特定、検挙に至った。
- 多気郡明和町地内の女子高校生所在不明事案及び伊勢市黒瀬町地内の女性記者所在不明事案の早期解決及び風化を防止するため、女子高校生所在不明事案については、平成28年6月13日に明和町地内の3か所で、女性記者所在不明事案については、平成28年11月24日に伊勢市内の2か所で各5,000枚の広報用チラシをそれぞれ配布し、情報提供の呼び掛けを実施した。

特殊事件の捜査技術習得に向けた実戦的訓練の充実・強化

- ・身代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件等の特殊事件においては、警察捜査の巧拙が直接被害者の生命を左右することから、有事に迅速・的確な初動活動及び被害者の救出活動を展開するため、警察庁指定・県独自を問わず、実際の事件発生を想定した実戦的な身代金目的誘拐事件訓練、人質立てこもり事件等訓練を実施し、事案対応能力の向上を図った。

犯罪死見逃し事案の絶無に向けた取組の徹底

- ・犯罪死見逃し事案の絶無を期すため、検視官による積極的な現場臨場に努めるとともに、客観的な死体取扱いを徹底して検視に関する技能等の向上を図った。平成28年中の死体取扱数は2,321体で、検視官臨場率は76.4%（1,774件）であった。
- ・平成28年7月に警察医研修会を開催し、警察医の技術・資質向上を図ったほか、三重県歯科医師会の共催による大規模災害発生を想定した多数死体対応訓練を実施し、身元確認作業の要領や技能を深化させるとともに、協力体制の強化を図った。

重要窃盗犯捜査の強化

- ・凶悪犯罪に発展するおそれのある重要窃盗犯に対しては、発生状況の分析、聞き込み捜査、盗品捜査等の基本的な捜査はもとより、隣接警察署や他府県警察との情報交換、合同・共同捜査を推進し、広域空き巣事件等、平成28年中1,068件を検挙した。検挙率は、過去5年の平均値（52.2%）を上回る54.9%であった。

広域犯罪捜査力の強化

- ・愛知県及び岐阜県と締結している特定地域・犯罪に係る協定に基づき実施する広域重要事件捜査訓練に参加するなどして、広域犯罪捜査力の強化を図った。

平成29年（度）の取組方向

重要犯罪に対する捜査の徹底

- ・県民の体感治安を向上させるためには、重要犯罪を早期に徹底して検挙することが必要不可欠であることから、事案発生時においては、最大限の捜査員を投入して客観証拠の収集を始めとした初動捜査を徹底し、被疑者の早期検挙を図る。

未解決重要事件に対する粘り強い捜査の推進

- ・未解決重要事件に対しては、専従捜査体制を強化し、多角的な証拠分析の実施や新たな捜査手法を導入した捜査を展開するとともに、継続的な情報収集及び的確な広報活動を推進して事件の風化防止に努める。

特殊事件の捜査技術習得に向けた実戦的訓練の充実・強化

- ・特殊事件については、捜査技術習得に向けた実戦的な訓練を更に充実させ、捜査員個々の事案対応能力を向上させるとともに、他県警察との合同訓練にも積極的に参加するなど、有事の際に県を超えた協力体制が確保できるよう訓練や情報共有に努める。

犯罪死見逃し事案の絶無に向けた取組の徹底

- ・犯罪死の見逃し防止に資するため、警察署と検視官室の緊密な連携による検視官の積極的な現場臨場に努めるとともに、検査用資機材を有効活用するなどした検視の高度化及び死亡時画像診断の協力病院の拡充を図ることにより、事件性の有無及び死亡種別・死因の的確な判断に努める。

重要窃盗犯対策の強化

- ・引き続き、発生状況の精緻な分析による隣接警察署等との情報交換を活発化させるとともに、聞き込み捜査、盗品捜査など基本的な捜査の徹底等により検挙の向上を図る。

広域犯罪捜査力の強化

- ・他県との連携を更に強化し、広域重要事件捜査訓練等を通じた初動捜査能力の向上を図るとともに、通信機器等の調整を行うことにより、迅速・的確な初動捜査の徹底を図る。

推進事項
(2)

政治・行政・経済の構造的不正の追及

【担当: 刑事部捜査第二課】

指標

政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
贈収賄(件)	1	1	0	0	0	0
談合・競売入札妨害(件)	1	0	0	0	0	0
あっせん利得処罰法違反(件)	0	0	0	0	0	0
政治資金規正法違反(件)	0	0	0	0	0	0
合計(件)	2	1	0	0	0	0

平成28年(度)の取組概要と成果

政治・行政をめぐる不正事案への対策

- ・ 公務員等による贈収賄事件、社会制度を悪用した詐欺事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は、社会に対する信頼を根底から覆し、県民の不公平感を増大させるものであることから、この種の犯罪の摘発が警察の重要な任務であるという意識を高め、質の高い端緒情報の収集や内偵捜査力の向上を図ったものの、平成28年中、贈収賄事件等の検挙には至らなかった。
- ・ 第24回参議院議員通常選挙(平成28年7月10日施行)においては、文書図画の掲示違反等により77件の警告を実施したが、違反事件の検挙には至らなかった。

経済をめぐる不正事案への対策

- ・ 金融・企業犯罪を始めとする経済的不正は、経済活動の健全性や信頼性に重大な影響を及ぼす犯罪であり、とりわけ、企業の経営者らによる不正な経済活動や各種利権に絡む潜在的な不正に対し厳正に対処するため、この種犯罪の取締りを推進し、積極的な情報収集に努めたものの、平成28年中、社会的反響が大きい経済的不正事件の検挙には至らなかった。

平成29年(度)の取組方向

政治・行政をめぐる不正事案への対策

- ・ 潜在化が進む政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向け、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査等を推進し、あらゆる刑罰法令を駆使した取締りを推進する。

経済をめぐる不正事案への対策

- ・ 経済をめぐる不正事案の背景には、反社会的勢力の介入等の構造的知能暴力が存在する可能性があることから、平素から組織犯罪対策部門等との密接な連携を図り、事件の内容に応じて、地方自治体、金融機関等の関係機関と緊密な連携を図る。

推進事項
(3)

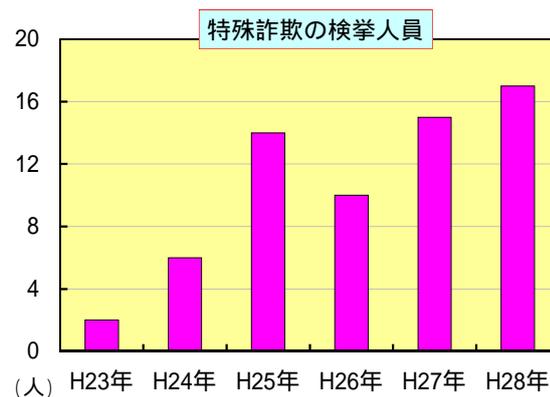
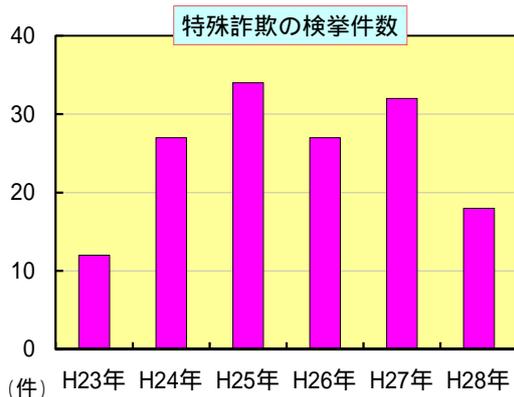
振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び
予防活動の強化

【主担当：刑事部捜査第二課】

指標

特殊詐欺の検挙状況

年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
振り込め詐欺	検挙件数(件)	12	15	23	22	27	17
	検挙人員(人)	2	2	5	3	12	16
振り込め詐欺以外の詐欺	検挙件数(件)	0	12	11	5	5	1
	検挙人員(人)	0	4	9	7	3	1
特殊詐欺	検挙件数(件)	12	27	34	27	32	18
合計	検挙人員(人)	2	6	14	10	15	17



平成28年(度)の取組概要と成果

特殊詐欺対策の強化

- ・振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の実行犯及び口座開設詐欺、携帯電話契約詐欺等の助長犯罪の徹底検挙と突き上げ捜査を実施した結果、平成28年中、特殊詐欺実行犯18件17人(うち「だまされた振り作戦」による検挙: 5件6人)を検挙するとともに、助長犯95件40人を検挙した。
- ・被害の届出や相談に係る情報を早期に収集・集約し、口座凍結や携帯電話に係る契約者確認の求め、役務提供拒否等を実施するなど、特殊詐欺に利用される犯行ツールの迅速な遮断に努めた。
- ・警察署の捜査員の特殊詐欺捜査能力向上を図るため、特殊詐欺現場設定想定訓練、犯行ツール対策教養等を実施した。



現場設定想定訓練の状況

平成29年（度）の取組方向

特殊詐欺対策の強化

- ・ 特殊詐欺撲滅に向け、引き続き「だまされた振り作戦」による実行犯及び助長犯の徹底検挙に努めるとともに、突き上げ捜査等により首魁や指示役等といった上位実行犯被疑者の検挙に向けた捜査を展開する。
また、電子マネー型の架空請求詐欺や振込型の還付金等詐欺の急増等、犯行手口の変化に対応した捜査を推進する。
- ・ 検挙被疑者からの突き上げや通信傍受等の新たな捜査手法を導入するなどして、犯行拠点の摘発及び犯行グループの壊滅に向けた捜査を推進する。
- ・ 犯人と被害者を結びつける電話等のツール供給を遮断するため、一層の契約者確認の求め、役務提供拒否の実施に加え、「利用停止の緊急要請」等による迅速・確実なツールの無力化措置を講ずる。
また、悪質な犯行ツール業者に対する摘発・取締りを強化する。

平成28年（度）の取組概要と成果

捜査支援分析を活用した捜査の推進

- ・ 防犯カメラ映像の適切かつ確実な収集・活用のため、県内における防犯カメラの設置箇所等を把握して資料化を図るとともに、迅速な確認作業と捜査への活用に資するため、映像分析用機器等の各種資機材を整備した。
- ・ 犯罪多発地域等において、効果的な包囲網の形成による犯罪使用車両等の発見確保のため、車両捜査支援システムの整備促進に努めた。
また、同システム活用の更なる促進を図るため、各警察署の若手捜査員を対象とした巡回教養等を積極的に実施した。
- ・ 情報分析支援システム（C I S - C A T S）の活用促進を図るため、各部門の専科教養等あらゆる機会を活用した教養を実施するとともに、技術の習熟による活用の高度化を図るため、刑事企画課捜査支援係員を全国規模専科等に積極的に参加させた。

科学技術を活用した捜査の推進

- ・ 鑑識専務員を対象とした鑑識実戦塾や専科教養等による鑑識技術の向上を図るとともに、地域警察官等を対象とした上級鑑識技能検定、現場鑑識競技会等による組織全体の鑑識技能の底上げを図った。
- ・ 犯罪現場へ第一に臨場する可能性が高い地域警察官の現場鑑識能力を向上させるため、警察署の鑑識代行員及び地域警察官約400名を対象とした巡回鑑識教養、警察学校初任科生や専科生等延べ約200名を対象とした実戦的鑑識教養を実施した。
- ・ 各種専科教養や実戦塾、鑑識技能検定等あらゆる機会を通じ、DNA型資料等の鑑定資料の取扱いや画像鑑定等各種鑑定業務について教養を実施し、鑑識専務員のみならず、捜査員の知識・技能の向上を図った。
- ・ 鑑識技術、資機材の問題点を解消し、利便性や実用性を向上させるための研究や開発を推進するため、7月12日、鑑識実務研究発表会を開催し、選出された優秀作品については、各警察署等に周知を図るとともに、警察庁主催の「鑑識技術研究会」の発表作品に選出されたことに伴い、全国警察への普及も促進した。
- ・ 平成28年中の鑑定実施状況は、囑託件数が2,523件(前年比 - 637件)であり、区分別では、物理関係135件、化学関係577件、法医関係1,713件、文書関係47件、心理関係51件であった。
- ・ 平成28年中のDNA型鑑定の実施件数は、事件数337件、試料数1,747件であり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等あらゆる犯罪捜査に活用した。
また、被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件を始めとする様々な事件捜査において、被疑者の割り出しや余罪の確認等に活用した。
- ・ 効果的な鑑定業務を実施するため、捜査側との緊密な連携を図り、鑑定結果を早期に還元できるよう組織的に把握・管理するとともに、鑑定資料の取扱いに関しても組織的な管理を徹底し、適正な鑑定業務を図った。

鑑識・鑑定基盤の整備

- ・ 公判に耐え得る緻密な鑑定業務を推進するため、鑑識課指紋係員を法科学研修所に入所させ、高度な鑑定技術・知識を習得させるとともに、鑑識鑑定官とすべく育成を図った。

- ・平成28年度に物理係員1名を新規採用し、法科学研修所へ入所させるなどして鑑定人としての育成を図った。他の技官についても、法科学研修所での研修及び各種学会等へ積極的に参加させ、鑑定業務を遂行する上で必要な最先端の専門的知識・技能の更なる向上に努めた。

平成29年（度）の取組方向

捜査支援分析を活用した捜査の推進

- ・引き続き、防犯カメラ設置箇所の把握と資料化に努めるとともに、他府県警察、関連事業者等との積極的な情報交換により先端技術の収集・習得を行い、映像収集装置を始めとした資機材の整備促進、防犯カメラ映像の収集・活用の高度化を推進する。
- ・県内の道路整備状況等を勘案して策定した整備計画に基づく計画的な車両捜査支援システムの整備促進に努めるとともに、他府県警察等におけるシステムの整備方法等を含めた構築状況を参考に、更なる高度化を図る。
また、各警察署の捜査員への教養等を継続的に実施し、システムの効果的活用の更なる推進を図る。
- ・情報分析支援システム（C I S - C A T S）については、引き続き、あらゆる機会を活用した教養の実施による幅広い活用の促進に努めるとともに、刑事企画課捜査支援係員を全国規模専科等に積極的に参加させて高度な技術を習熟させるなど、活用の高度化を図る。

科学技術を活用した捜査の推進

- ・各種教養、検定等を継続的に実施して組織全体の鑑識技能を更に向上させ、客観証拠の適正かつ確実な収集に努めるとともに、機動鑑識隊の弾力的かつ効果的な運用や重要犯罪等発生時における鑑識専務員の全件臨場を目標とすることなどにより、現場鑑識活動を徹底する。
- ・客観証拠を確実に収集し活用するため、引き続き、各種専科教養や実戦塾、鑑識技能検定等あらゆる機会を活用したDNA型資料等の鑑定資料の取扱い、画像鑑定等に関する教養を実施し、科学捜査力の充実強化に努める。
- ・DNA型鑑定、画像鑑定、ポリグラフ検査等各種鑑定の積極的な活用を様々な捜査において推進する。
- ・捜査側との連携をより強化し、鑑定結果を早期に還元するよう組織的に把握・管理するとともに、紛失等防止のため鑑定資料についても組織的な管理を徹底する。

鑑識・鑑定基盤の整備

- ・鑑定業務における後継者育成のため、法科学研修所への入校教養を計画的に実施して専門的知識・技能を習得させるとともに、鑑定官として新規に指定することにより、責任感及び意欲の向上を図る。
- ・引き続き、学会及び各種研修会等へ積極的に参加させ、高度な鑑定技能の習得など、鑑定人である技官の知識・技能の向上に努める。
また、三次元画像システム及び薬物鑑定等に対応する鑑定機器の整備強化に努める。

推進事項
(5)

被疑者取調べの適正化の更なる推進

【主担当: 刑事部刑事企画課】

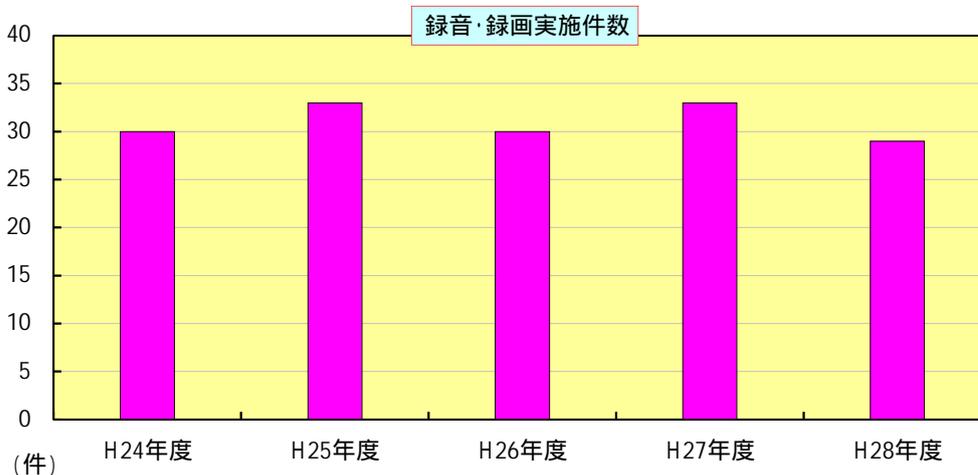
指標

1 : 監督対象行為発生状況

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
監督対象行為数	0件	0件	2件	0件	0件

2 : 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施状況

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施件数	30件	33件	30件	33件	30件



平成28年（度）の取組概要と成果

取調べ適正化の推進

- ・ 警察本部事件担当課の次長、室長及び指導担当補佐、新任取調べ監督官及び全警察署取調べ監督補助者に対する教養、新任課長及び新任捜査係長に対する教養、専科教養時における教養等を実施した。
- ・ 警部以下の全警察官を対象に取調べ適正化に係る効果測定を実施するとともに、分析結果に基づく教養を実施した。
- ・ 取調べ適正化に関する教養資料を発出するとともに、各警察署において教養を実施した。
- ・ 刑事企画課及び総務課取調べ監督室が緊密に連携して警察署に対する特別巡回教養を実施するとともに、年間を通して、警察本部幹部による業務指導を実施した。

取調べの録音・録画の的確な運用

- ・ 裁判員裁判対象事件30件のほか、知的障害等を有する被疑者に係る事件についても取調べの録音・録画を試行し、的確な運用に努めた。
- ・ 事件担当課捜査員に対する制度の適正な試行実施に関する教養を実施したほか、各部署が実施する専科教養等を利用し、突発事案に対しても適切に対応できるよう、録音・録画機器の取扱い要領等の教養を実施した。

- ・ 取調べの高度化・適正化を図るため、刑事企画課内に取調べ指導官を配置し、モニタリング結果を捜査主任官や取調べ官等に還元するなど、取調べ技術の向上に努めるとともに、平成28年10月に警察庁から示された「取調べの録音・録画の試行指針」に関する教養を全ての警察署を対象に実施した。

平成29年（度）の取組方向

取調べ適正化の推進

- ・ 施策の更なる浸透を図るため、引き続き、各種教養、効果測定等を実施するとともに、各部課幹部による警察署に対する業務指導、警察本部取調べ監督室による警察署に対する巡察・指導等を実施し、関係部署との更なる連携の強化を図る。

取調べの録音・録画の的確な運用

- ・ 平成31年6月までに改正法が施行されることを踏まえ、今後、法律上定められた例外事由以外の全過程について録音・録画ができるよう、機器の取扱要領を含めた制度に関する指導・教養を実施するとともに、取調べ指導官等による捜査員の取調べ技術の更なる向上のための指導等を行い、取調べの録音・録画の的確な運用に努める。

推進事項
(6)

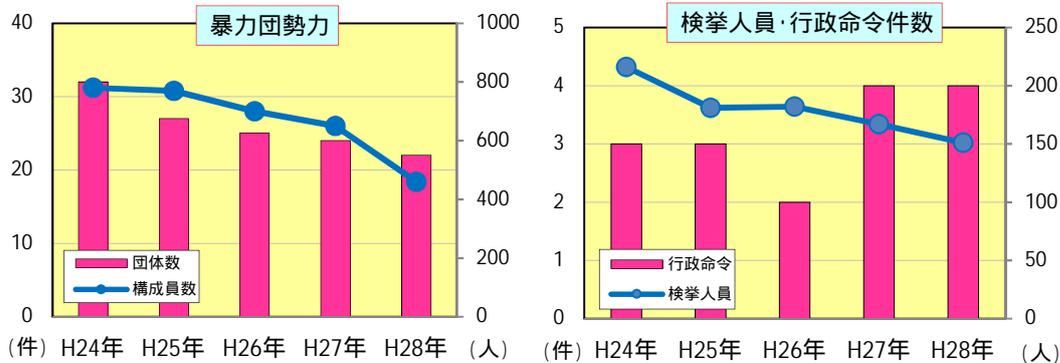
暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化

【主担当：刑事部組織犯罪対策課】

指標

暴力団勢力、検挙人員等

年		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
暴力団勢力	団体数	32団体	27団体	25団体	24団体	22団体
	構成員等	780人	770人	700人	650人	460人
検挙人員		216人	181人	182人	167人	151人
行政命令発出件数		3件	3件	2件	4件	4件



平成28年（度）の取組結果

暴力団に対する取締り等の強化

- ・ 対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組傘下組織組員を中心とした集中的かつ戦略的な取締りを推進した結果、弘道会傘下組織首領らによる傷害事件を始め、151人の暴力団構成員等を検挙した。
- ・ 行政命令については、暴力団対策法に基づく中止命令を4件発出した。
- ・ 対立抗争事件の防遏と組織の弱体化を図るため、取締り及び警戒を強化するとともに、暴力団の実態把握等のため、各種警察活動を通じた情報収集に努めた。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・ 県及び市町の関係部局担当で構成する「三重県暴力団排除対策推進会議」を開催し、暴力団の排除対策の現状、課題等について情報共有するとともに、三重県が一体となった暴力団排除に関する各種取組を推進した。
- ・ 暴力追放三重県民センター及び弁護士会と連携して「民事介入暴力研究会」を開催したほか、「不当要求拒否宣言の街」の総会や「暴力追放市町民会議」を全15組織において開催し、暴力団排除機運の醸成に努めた。

暴力団等に対する資金源対策の強化

- ・ 暴排ローラー等あらゆる機会を通じて暴力団関係企業、共生者の実態解明に努めた。
- ・ 国税局との「課税措置連絡担当者会議」を開催し、暴力団構成員に対する課税措置、犯罪収益に対する没収、追徴等の促進に関する情報の共有及び連携の強化に努めた。

薬物・銃器対策の強化

- ・薬物末端乱用者の徹底検挙及び積極的な突き上げ捜査を推進した結果、組織的な薬物密売組織による覚せい剤取締法違反事件を始め、128人（前年比 - 14人）を検挙した。
- ・銃器犯罪に対する取締りを推進した結果、現職町議会議員による拳銃加重所持事件等、拳銃5丁を押収（うち暴力団関係者から2丁：前年比+3丁）した。
- ・違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関・団体に配布したほか、学校及び教育委員会と連携し、小・中・高校等の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止教室を195回開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物乱用を拒絶する機運の醸成に努めた。

平成29年（度）の取組方向

暴力団に対する取締り等の強化

- ・暴力団排除活動の進展や資金獲得活動の困難化により、近年の暴力団勢力は減少傾向にある。その反面、暴力団の資金獲得活動が不透明化・多様化していることから、部門横断的な情報収集を推進して、更なる暴力団の実態解明を図る。
- ・対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組傘下組織を中心とした集中的かつ戦略的な取締りの強化や潜在している暴力団犯罪の掘り起こしなど、あらゆる法令を駆使した取締りを推進する。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・「三重県暴力団排除対策推進会議」や「不当要求防止責任者に対する責任者講習」等を通じて、行政対象暴力団排除の重要性を認識させるとともに、暴力追放三重県民センター、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会等関係機関・団体と緊密な連携を図り、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応のための支援・指導を推進する。

暴力団等に対する資金源対策の強化

- ・「不当要求拒否宣言の街」等と連携した暴排ローラーの実施により、暴力団の資金源の枯渇化を図る。
- ・不透明化・多様化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進する。

薬物・銃器対策の強化

- ・薬物末端乱用者を徹底検挙するとともに、コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を駆使するなどして突き上げ捜査を実施し、薬物犯罪組織の実態解明の推進と取締りの強化を図る。
- ・学校及び教育委員会と連携し、児童・生徒に対して薬物の危険性や有害性等を正しく理解させるため、薬物乱用防止教室を開催するなど各種啓発活動により、薬物乱用防止対策の推進を図る。
- ・違法銃器及び銃器犯罪を根絶する社会形成と県民の協力確保に努めるため、拳銃110番報奨制度の周知徹底など、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進する。

推進事項
(7)

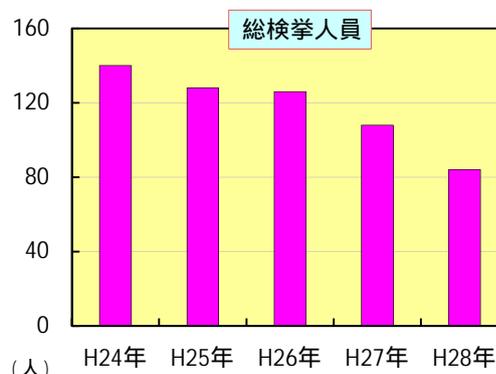
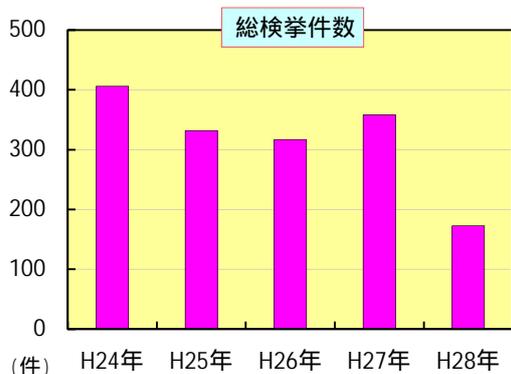
国際組織犯罪対策の強化

【主担当：刑事部組織犯罪対策課】

指標

来日外国人犯罪（刑法犯・特別法犯）検挙状況

年		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
刑法犯	検挙件数	362件	295件	253件	314件	114件
	検挙人員	115人	96人	77人	73人	51人
特別法犯	検挙件数	44件	37件	64件	44件	59件
	検挙人員	25人	32人	49人	35人	33人
総検挙	検挙件数	406件	332件	317件	358件	173件
	検挙人員	140人	128人	126人	108人	84人



平成28年（度）の取組概要と成果

部門横断的な取組の推進

- 国際犯罪組織の実態解明及び取締りの効率化を図るため、三重県警察組織犯罪対策推進本部に係る体制を有機的に活用して、関係部門間の緊密な連携を確立した上で、国際犯罪組織の実態を解明するとともに、実効のある取締りを推進した。

犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

- 情報の収集及び分析の徹底、計画的かつ戦略的な内偵捜査等を推進した結果、日本人代表取締役や中国人経営者等による不法就労助長事件、ベトナム人と日本人夫婦による偽装認知事件などの犯罪インフラ事犯を始めとする来日外国人による犯罪173件84人を検挙した。

情報の収集・共有及び分析能力の強化

- 実態解明係を活用した積極的な協力者の獲得に努めるとともに、国際犯罪組織に関わる対象者の人定、所属組織、活動内容とその地域、交友関係、国内外関係者との連携状況等の情報収集活動を推進し、実態解明活動を実施した。
- 各種システムの活用により収集した情報を分析し、国際犯罪組織等の実態解明を推進した。

ヤード対策の推進

- ・平成28年12月末現在、県内で34か所のヤード及び134か所のヤード代替え施設を把握し、30か所のヤード及び115か所のヤード代替え施設の計145か所に対する立入りを実施するとともに、ヤード4か所及びヤード代替え施設10か所の計14か所に対し、古物営業法に基づく口頭指導を実施した。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・名古屋入国管理局から職員1名を受入れ、入国管理局との情報共有を始めとする連携強化に努めるとともに、外務省等が実施する「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間（2月・7月）」が実施された際には、私文書偽造及び旅券法違反等の疑いがある事案に関連して、三重県旅券センター及び市町旅券窓口と連携の強化を図った。

平成29年（度）の取組方向

部門横断的な取組の推進

- ・国際犯罪組織の実態解明及び取締りの更なる効率化を図るため、引き続き三重県警察組織犯罪対策推進本部に係る体制を有機的に活用して、関係部門間の緊密な連携を図り、国際犯罪組織の実態を解明するとともに、実効のある取締りを推進する。

犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

- ・事件検挙で押収した資料や被疑者の供述等から、犯罪の根底にある実態を解明するとともに、実態解明で得られた情報を通じて、更なる事件を検挙する「実態解明と検挙のサイクル」を確立させ、この繰り返しにより犯罪インフラ事犯を検挙し、国際犯罪組織を始め、そのネットワークを壊滅するなど犯罪インフラ対策を推進する。

情報の収集・共有及び分析能力の強化

- ・国際犯罪組織の実態解明を行う実態解明係と資金分析を行う犯罪収益対策係との連携の下、幅広く情報を収集・分析して、組織の構成及び資金獲得活動の実態解明を推進する。

ヤード対策の推進

- ・盗難車両の解体・不正輸出の拠点、不法滞在外国人等の稼働・居住場所、薬物の使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となることが懸念されるこれら悪質違法なヤードの検挙・解体を徹底する一方、適正なヤードに対しても、関係機関と連携した防犯・行政指導を継続して行う。
また、盗難車両の解体・保管等の違法行為の場所が、自動車修理工場や倉庫型の解体工場等、様々な形態へと移行している状況が見られることから、ヤード対策と同様にその実態把握と取締りを推進する。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・違法ヤード等を解体するため、警察による捜査だけではなく、入国管理局との合同摘発や関係行政機関との合同立入りによる行政指導及び警告など多角的なヤード対策を継続的に推進する必要があるため、入国管理局、税関、消防、県及び市町などの関係機関・団体等との連携の強化を図る。

推進事項
(8)

県民の生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化
【主担当課:生活安全部生活環境課】

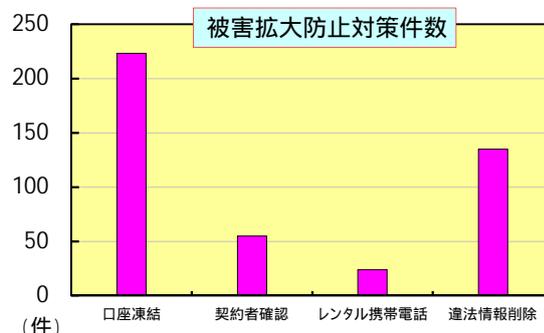
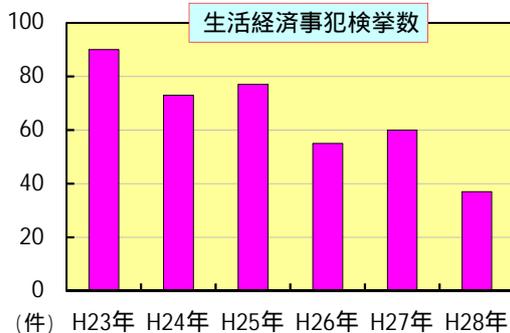
指標

1：生活経済事犯の検挙件数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
生活経済事犯検挙数	90件	73件	77件	55件	60件	37件

2：被害拡大防止対策件数（平成28年中）

項目	口座凍結依頼	携帯電話の契約者確認の求め	レンタル携帯電話等の解約要請	違法情報削除依頼
被害拡大防止対策件数	223件	55件	24件	135件



平成28年（中）の取組概要と成果

生活経済事犯取締りの強化

- ・ 県民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える悪質商法やヤミ金融事犯を始めとする生活経済事犯の取締りを推進するとともに、これらの事犯の多くで悪用されている預貯金口座、携帯電話等を把握したときには、口座凍結や携帯電話に係る契約者確認の求めを行うなど、当該犯行ツールの提供停止を目的とした「犯行助長サービス対策」を徹底し、被害の拡大防止に努めた。
- ・ 被害防止のため、交番・駐在所の広報紙、県警ウェブサイトへの掲載のほか、高齢者に対する防犯講話、巡回連絡等、あらゆる活動を通じた広報啓発活動に努めた。

環境事犯取締りの強化

- ・ 廃棄物関係事犯の拡大を防止するため、違反者の早期検挙に努めるとともに、関係機関や自治体との連携に努め、産業廃棄物不法投棄事案の捜査に着手するなど、悪質な事犯に対する取締りを推進した。

風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・ 部門横断的な協働体制の下、善良な風俗及び清浄な風俗環境を阻害する悪質・違法な営業を行う風俗店等に対する取締りを強化し、歓楽街における迷惑性の高い客引き事犯、健康エステ店を仮装した風営法違反、喫茶店におけるゲーム機賭博事件等を検挙するなど、健全な風俗環境の浄化活動を推進した。
- ・ 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りを強化するため、「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」に参加し、関係行政機関、在京大使館、国際機関、NGO及び各都道府県警察等との緊密な情報共有及び連携強化を図るとともに、入国管理局との連携等による捜査を推進した。

保健衛生関係事犯の取締りの強化

- ・ 食品や薬品に関する保健衛生関係事犯は、県民の生命・身体に直接危害を及ぼすおそれがあることから、関係機関との情報交換による情報収集に努めるとともに、各種事犯の捜査を推進した。
- ・ 交番・駐在所の広報紙のほか、高齢者に対する防犯講話及び巡回連絡等、あらゆる活動を通じた広報啓発活動を推進した。

平成29年（度）の取組方向

生活経済事犯取締りの強化

- ・ 高齢者等が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯、いわゆる「090金融」や新たな手口によるヤミ金融事犯など、県民の日常的な生活を脅かす生活経済事犯に対する検挙活動を一層強化し、法律に基づく犯罪収益等の没収保全、課税通報等により、被疑者が不当に得た利益の剥奪を徹底して行うほか、犯行助長サービス対策をより一層推進することで、被害の拡大防止や回復支援を図る。
- ・ 消費生活センター等との情報交換や担当者会議により連携を強化するほか、適切な広報啓発活動を実施するなど、被害防止対策を推進する。

環境事犯取締りの強化

- ・ 廃棄物関係事犯の拡大を防止するため、関係機関や自治体との緊密な連携の下、情報の早期収集に努め、産業廃棄物の不法投棄を始め、県民の生活環境を脅かす悪質な事犯に対する積極的な取締りを推進する。
- ・ 自治体の広報誌への掲載や警察官による講話など、様々な媒体や機会を通じ、廃棄物関係事犯の防止に向けた広報啓発活動を推進する。

風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・ あらゆる機会を通じた風俗実態の把握に努め、悪質・違法な営業を行う風俗店等に対し、部門横断的な体制を構築して取締りを推進するとともに、併せて、行政処分（指導等）の適用を図るなど、各種対策を強化する。
- ・ 不法滞在者の実態把握や不法就労に関する情報収集を強化し、入国管理局や労働基準監督署と連携を図りつつ、繁華街・歓楽街における組織犯罪対策等とも連動した不法就労及び不法滞在事犯の取締りを徹底する。

保健衛生関係事犯取締りの強化

- ・ 食品や薬品に関する保健衛生関係事犯は、県民の生命や身体に直接被害を及ぼすおそれが特に強いことから、関係機関と連携を図るなどして情報収集に努め、事件情報を認知したときには早期の検挙を図る。
- ・ 連絡会議の開催等により関係行政機関との連絡体制を確立し、情報の共有化を図るとともに、被害拡大防止対策を推進する。

推進事項
(9)

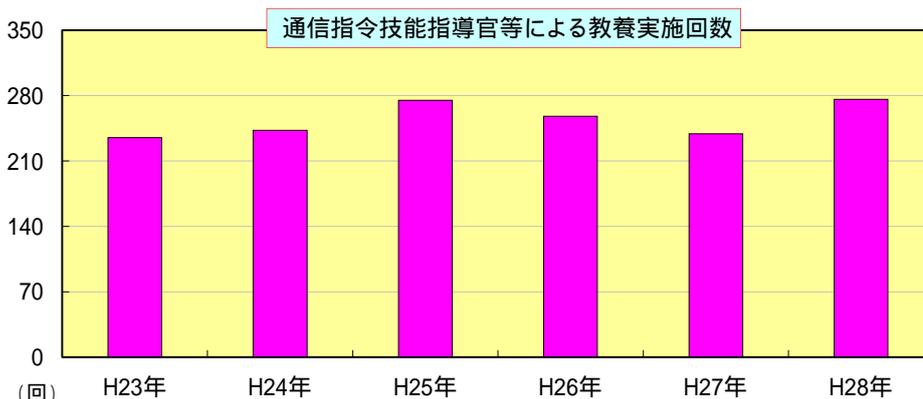
初動警察における事態対処能力の強化

【主担当：地域部通信指令課】

指標

通信指令技能指導者等による教養実施回数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
実施回数	235回	243回	275回	258回	239回	276回



平成28年（度）の取組概要と成果

事態対処能力の強化

- ・ 事態対処能力を強化するため、警察署等に配置した通信指令技能指導官、技能指導員及び通信指令準技能指導員を中心に、通報受理時における指揮・指令要領、通信指令システムの操作要領等について体系的かつ実践的な教養訓練を実施した。
- ・ 人質立てこもり訓練、バスジャック事案対応訓練等の広域的な緊急配備訓練など、警察機動力を総合的に運用した実践的な訓練を実施し、隣接府県警察や県内各警察署との連携を強化した。また、現場に先着した警察官の初動措置要領及び事案主管部門との連携状況を確認した。
- ・ 伊勢志摩サミットや2020年の東京オリンピック開催等を契機とした訪日外国人の増加に伴い、日本語を解さない外国人からの110番通報の増加も予想されるため、通訳官を運用する刑事部門及び国際交流員（県職員・外国人）と連携し、外国人からの110番通報受理時に通訳官を介した聞き取りを行う三者通話訓練を実施し、外国人からの110番通報に対する対応能力の強化を図った。
- ・ 通信指令システムを更新し、外国人からの110番通報受理時に必要事項を聴取する外国語訳音声システムを導入した。



三者通話訓練の状況

地域警察デジタル無線システム等の効果的活用

- ・ 音声通話、110番受理内容、文字、画像及び位置等の情報を組織的に共有できる地域警察デジタル無線システムを効果的に活用し、事件事象等の状況把握、被害者の早期保護、犯人の追跡・検挙、行方不明者の発見などの活動を推進した。

警察機動力の総合的な強化

- ・通信指令システムに搭載された位置情報等の各種機能と警察用航空機に搭載されたヘリコプター・テレビシステムで収集された事件・事故情報を警察本部、事案発生警察署等へ映像配信することにより、警察機動力の総合的な運用と強化を図った。
- ・パトカーに取り付けられているカーロケータシステムをタブレット化することで、パトカーでは入り込むことのできない現場等において、カーロケータを取り外して現場の状況を撮影し、動画等を警察本部等へ送信することが可能となった。



事件・事故情報の映像配信状況

平成29年（度）の取組方針

事態対処能力の強化

- ・無線通話技能測定及び通信指令技能検定を実施し、通信指令を担う人材を育成強化するとともに、通信指令に関する指導教養や初動対応訓練を継続的に実施する。
- ・日本語を解さない外国人からの110番通報に対応するため、三者通話システムと新たに導入した外国語訳音声システムを活用する。また、通訳人を運用する刑事部門及び関係機関との合同訓練を継続的に実施する。

地域警察デジタル無線システム等の効果的活用

- ・広域化、スピード化、多様化する警察事象に迅速的確に対応するため、地域警察デジタル無線システム等の各種システムを効果的に活用する。

警察機動力の総合的な強化

- ・重大事件等の発生時において、迅速的確に初動警察活動を実施するため、警察用航空機搭載のヘリコプター・テレビシステムによる映像送信、機動警察通信隊による現場映像の送信、カーロケータのタブレットによる現場映像の送信などにより警察機動力を最大限に発揮させる。

執行の 重点4

交通死亡事故等抑止対策の推進

【主担当:交通部】

目的（対象、意図）

人身事故は、年々減少傾向にあるものの、依然として高齢死者の割合が高水準で推移しており、また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないなど、厳しい交通情勢にある中、第10次三重県交通安全計画（平成28年度から平成32年度）が掲げる抑止目標を達成するため、人身事故の減少傾向の定着に向けた取組を推進する。

指標

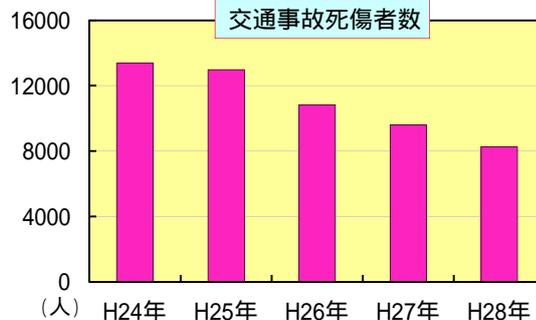
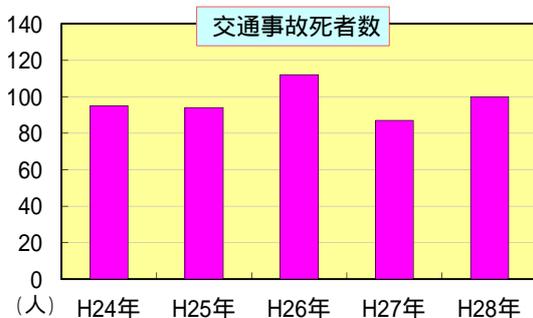
1：交通事故死者数

年	H24	H25	H26	H27	H28
目標値	90人以下	85人以下	80人以下	75人以下	75人以下
実績値	95人	94人	112人	87人	100人
比率	105.6%	110.6%	140.0%	116.0%	133.3%

2：交通事故死傷者数

年	H24	H25	H26	H27	H28
目標値	13,300人以下	12,800人以下	12,300人以下	11,800人以下	9,100人以下
実績値	13,382人	12,979人	10,829人	9,604人	8,258人
比率	100.6%	101.4%	88.0%	81.4%	90.7%

（注）「比率」は、目標値を100とした場合における実績値の割合を示す。



平成28年の取組概要と成果、残された課題

- 三重県内の交通情勢については、人身事故件数は12年連続の減少、交通事故死傷者数は11年連続の減少となっているものの、交通事故死者数は100人前後で推移し、減少しにくい状況となっている。また、高齢死者の占める割合が依然として高水準で推移しているほか、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないなど、厳しい状況となっている。そこで、第10次三重県交通安全計画に基づき、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進や飲酒運転等に対する交通指導取締りを推進したほか、高齢運転者対策の推進、安全で快適な交通環境の実現に向けた交通安全施設の整備等、総合的な交通安全対策を推進した結果、平成28年中の交通事故死傷者数は、前年と比べ減少したが、交通事故死者数については100人と前年と比べ13人の増加となり、目標を達成することはできなかった。
- 今後、交通事故死傷者数の更なる減少を図りつつ、交通事故死者数の減少に向け、交通事故実態を踏まえた総合的な交通死亡事故等抑止対策を、より効率的に実施する必要がある。

推進事項
(1)

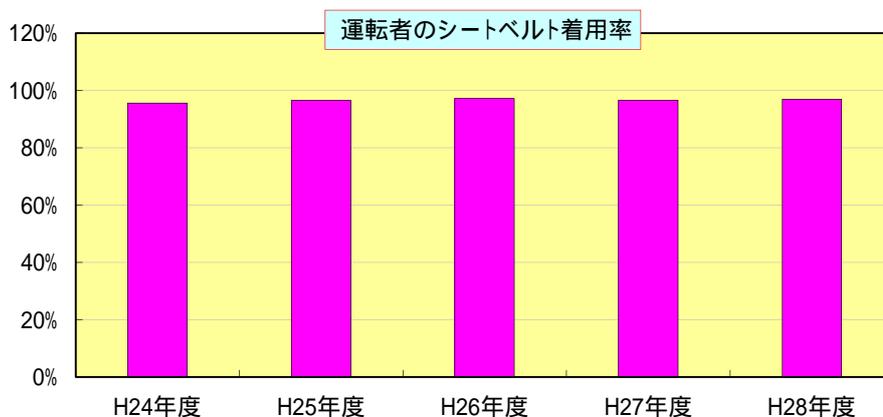
交通安全教育・広報啓発活動の推進

【主担当課:交通部交通企画課】

指標

運転者のシートベルト着用率

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
目 標 値	96.5%	97.0%	97.5%	98.0%	97.9%
実 績 値	95.6%	96.5%	97.1%	96.6%	96.9%
達 成 率	99.1%	98.5%	99.6%	98.6%	99.0%



平成28年の取組概要と成果

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ・ 幼児に対し、安全に道路を通行するために必要な横断歩道の渡り方など、基本的な交通ルールを学ぶことを目的に、視覚的教材を活用するなどした交通安全教育を182回、14,234人を対象に実施した。
- ・ 小学生に対し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるため、交通安全教育を277回、31,316人を対象に実施した。また、7月1日には、第51回交通安全子ども自転車三重県大会を開催し、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 中学生に対し、自転車の利用者として必要な技能と知識を十分に習得させるため、交通安全教育を55回、11,279人を対象に実施した。また、スタントマンが交通事故の実演をすることにより、衝突の怖さを実感して、正しい自転車の乗り方を身に付けることを目的とした自転車交通安全教室を県内4校において実施した。
- ・ 高校生に対し、二輪車及び自転車の運転者として必要な技能と知識を十分に習得させるため、交通安全教育を22回、5,704人を対象に実施した。
- ・ 社会人や大学生に対し、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術を習得させるため、交通安全教室を817回、47,272人を対象に実施した。
- ・ 高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるため、交通安全教室を423回、19,580人を対象に実施した。また、9月に高齢者交通安全アドバイザー(496人)を委嘱し、身近な高齢者に対する交通安全のワンポイントアドバイス等を実施した。



スタントマンを活用した
交通安全教室

効果的な交通安全教育の推進

- 交通安全教育の実施に当たっては、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ、飲酒疑似体験ゴーグル等を活用するなど、受講者が理解しやすい参加・体験・実践型の教育に努めたほか、地域交通安全活動推進委員や高齢者交通安全アドバイザーに対する研修会を開催し、交通安全に関する地域のリーダーの能力向上を図った。



歩行環境シミュレータを活用した交通安全教室

広報啓発活動の推進

- 四季の交通安全運動において、関係機関・団体等と連携し、重点に沿った啓発活動を実施した。
- 毎月11日の「交通安全の日」に、関係機関・団体等と連携し、通学路における保護誘導活動を実施したほか、毎月第1月曜日に実施している自転車安全対策強化日「セーフティ・バイシクル・デー」において、通勤・通学時間帯における街頭活動等を実施した。また、毎月21日に実施している高齢者の交通安全の日「セーフティ・シルバー・デー」において、反射材用品の普及促進に努めた。
- 街頭活動や交通安全教室において、全ての座席のシートベルト着用の必要性を広報することにより、シートベルトの全席着用を促進した。

効果的な広報の実施

- テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や四季の交通安全運動の重点などの広報に努めた。
- 交通事故情勢に応じて、随時、交通事故の特徴や傾向をまとめた「交通事故防止情報」を県警ウェブサイトに登載しているほか、県内の事業所等に対してEメールで配信するなど、情報を発信した。

平成29年（度）の取組方向

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して県民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるという意識の定着を図るため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。

効果的な交通安全教育の推進

- 関係機関・団体等と交通安全教育に関する情報を共有し、連携を図りながら交通安全教育を推進する。また、交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解することができるようにするため、参加・体験・実践型の教育を推進する。

広報啓発活動の推進

- 交通安全意識の普及・浸透を図るため、引き続き四季の交通安全運動において、重点に沿った広報啓発活動等を推進する。
- 引き続き、「交通安全の日」や「セーフティ・バイシクル・デー」の機会を捉え、街頭指導や保護誘導活動を実施するほか、「セーフティ・シルバー・デー」の機会に反射材用品の普及促進を図る。
- 引き続き、全ての座席におけるシートベルトの着用促進を図るとともに、運転中に携帯電話等を使用することは、重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、その不使用の徹底を図る。

効果的な広報の実施

- 県民に対し、効果的な広報を実施するため、各種広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や四季の交通安全運動の重点などの広報を実施する。
- 引き続き、「交通事故防止情報」を県警ウェブサイトに登載するなど、県民への情報発信に努める。

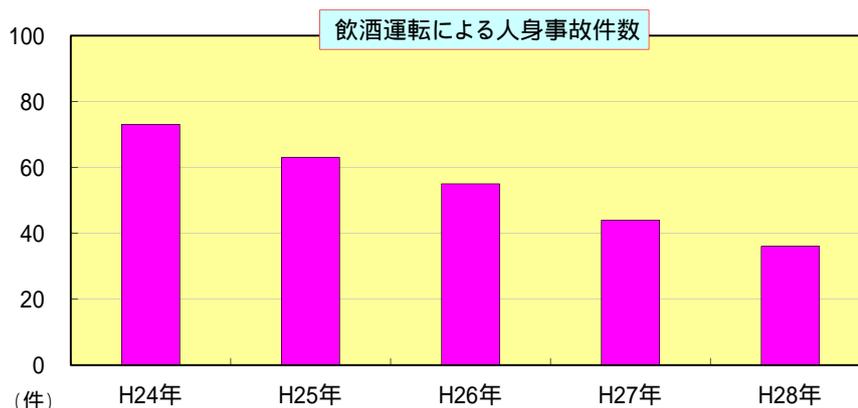
推進事項
(2)

交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進
【主担当課:交通部交通指導課】

指標

飲酒運転による人身事故件数

年	H24	H25	H26	H27	H28
飲酒運転による人身事故件数	73件	63件	55件	44件	36件



平成28年の取組概要と成果

効果的な交通指導取締りの推進

- ・ 飲酒運転、著しい速度違反、交通事故の被害軽減に高い効果があるシートベルト着用義務違反、横断歩行者等妨害等違反を重点とした交通指導取締りを推進し、飲酒運転491件、最高速度違反8,010件、シートベルト着用義務違反16,110件、横断歩行者等妨害等違反905件を検挙した。
- ・ 飲酒運転に関し、運転者のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、飲酒運転幫助行為である車両等提供罪6件、同乗罪19件を検挙した。
- ・ 速度超過、過積載車両に対する取締りを強化し、業務に関して行われた違反行為に対しては、使用者及び国土交通省運輸支局に対して通知をするなど、組織的、構造的な違反の背後責任の追及に努めた。
- ・ 自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導を徹底し、違反者3,968人に対して指導警告書を交付した。
- ・ 高速道路において、交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反に対する交通指導取締りを推進し、最高速度違反、車間距離不保持等9,709件を検挙した。



交通指導取締り(検問)状況

適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

- ・ 交通事故事件等の捜査について、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法に規定する危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図り、危険運転致死傷罪9件を検挙した。
- ・ 警察本部交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官の現場臨場体制を整備するとともに、交通鑑識実戦塾、巡回教養、車両衝突実験等の教育研修の機会を確保し、適正かつ緻密な捜査の推進が図られるよう、交通捜査員個々の捜査技能の向上に努めた。

- ・平成28年中に発生したひき逃げ事件に対して、自動車部品画像検索システムを活用した容疑車両の特定や交通事故自動記録装置、交通事故自動見分システム、デジタル画像解析図化機等の各種捜査支援機材、システムを活用して、現場の痕跡、車両の衝突状況、車両の変形状況について科学的な分析に基づく速度鑑定を行うなど、適正かつ科学的な交通事故事件捜査を推進した。

暴走族等対策の推進

- ・週末夜間を中心とした暴走族取締り及び集団暴走事件捜査を推進し、公務執行妨害、共同危険行為等80人を検挙した。
- ・大型連休に合わせ、高速道路インターチェンジ等において、国土交通省中部運輸局と連携して検問を実施するなど、取締りを強化した。

平成29年（度）の取組方向

効果的な交通指導取締りの推進

- ・飲酒運転、著しい速度違反、シートベルト着用義務違反、横断歩行者等妨害を最重点とした交通指導取締りを推進するほか、交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りを実施する。また、交通事故の危険性の高い携帯電話使用等に対する交通指導取締りを徹底する。
- ・過去の事故発生場所や原因等を踏まえ、分析に基づく市街地や主要交差点等事故多発地点における更なる交通指導取締りを強化し、攻めの街頭活動による警察官の顕示効果を高めることにより、抑止活動と検挙活動の両面から交通事故の抑止を図る。
- ・警察署ごとに、交通事故実態に応じた「速度取締り指針」を策定し、公表することで県民に対して交通指導取締りの必要性や効果の理解について周知を図る。

緻密な交通事故事件捜査の推進

- ・ひき逃げ等悪質な交通事故事件や事故原因の究明が困難な交通事故事件は、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が現場臨場し、迅速・的確な初動捜査と捜査指揮を行うとともに、刑事部その他関係部門との連携を強化し、組織的かつ重点的な事件捜査を推進する。
- ・常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システムの整備・充実を図るなど、適正かつ緻密な捜査活動を行うための捜査支援システム等を有効活用した初動捜査の高度化に向けた取組を推進する。
- ・交通事故事件に係る被害者支援については、交通事故被害者連絡調整官等が各所属の被害者支援担当者と連携し、被害者等の心情に配慮した適正な支援が行われるよう、その重要性や実施要領等に関する指導教養に努める。

暴走族等対策の推進

- ・集団暴走事件について、暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、非行少年の暴走族離脱、立ち直り支援を推進する。

推進事項
(3)

高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進

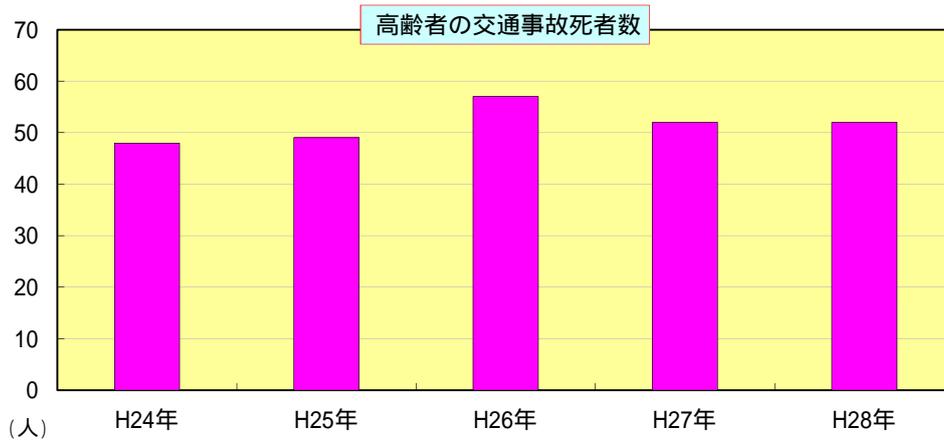
【主担当課:交通部運転免許センター】

指標

高齢者の交通事故死者数

年	H24	H25	H26	H27	H28
高齢者の交通事故死者数	48人	49人	57人	52人	52人
構成率	50.5%	52.1%	50.9%	59.8%	52.0%

(注)「構成率」は、全死者数に占める割合



平成28年の取組概要と成果

高齢運転者対策の推進

- ・ 高齢者による交通事故を抑止するため、運転適性相談等を通じ、認知症等の疑いのある運転者の把握に努めるとともに、臨時適性検査等を実施し、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消し等の行政処分を実施した。
 運転適性相談等件数 3,103件(うち、認知症に係る相談 135件)
 臨時適性検査受検者数 16人(うち、取消件数 5人)
- ・ 一定の期間に複数回事故を起こした高齢運転者に対して、個々の事故内容に応じた個別指導を行うことにより、同種事故の再発防止を図るとともに、加齢に伴う身体機能の低下が道路における行動に及ぼす影響等について理解させ、安全な運転継続を支援することで、高齢運転者が関係する交通事故の抑止を図った。
- ・ 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備を内容とする改正道路交通法が施行されることに伴い、車を運転することができない高齢者の増加が予測されたことから、地方自治体の首長等に対して、持続可能な地域公共交通網の形成や高齢者支援の拡充に関して配慮を求める活動を実施した。



飲酒運転0をめざす日における広報啓発活動

飲酒運転防止対策の推進

- ・ 広報用チラシを作成、配布するなどして「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の周知を図った。また、「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」(12月1日)には、関係機関等と連携した広報活動を実施した。
- ・ ハンドルキーパー運動を推進し、地域、職域における飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図った。

- ・飲酒運転の危険性を理解させる飲酒学級や飲酒取消処分者講習を実施したほか、アルコール依存症の疑いのある者については、医療機関の受診勧奨に努めた。

適切な運転免許業務の推進

- ・危険な運転者の早期排除のため、適正かつ迅速に行政処分を執行した。
 取消総件数 620件（うち、飲酒運転に係る取消し 216件）
 停止総件数 3,705件（うち、飲酒運転に係る停止 186件）
- ・運転免許更新時に、自動車等の運転に対する支障の有無を判断するため、また、提出された質問票に関して回答者が一定の病気等に該当するか否かを判断するため、担当する職員の専門的知識や技術の向上を図った。

平成29年（度）の取組方向

高齢運転者対策の推進

- ・引き続き、認知機能検査、運転適性相談等を通じて、認知症の疑いのある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の実施により、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消し等の行政処分を実施する。
- ・引き続き、一定の期間に複数回事故を起こした高齢運転者に対して、個別指導を行うことにより、同種事故の再発防止を図るとともに、安全な運転継続を支援することで、高齢運転者が関係する交通事故の抑止を図る。
- ・改正道路交通法が施行されたことに伴い、持続可能な地域公共交通網の形成や高齢者支援の重要性を広報するとともに、県内において実施されている高齢者支援について周知を図る。

飲酒運転防止対策の推進

- ・「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着を図るため、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の周知を始め、飲酒運転の危険性や重大性についての交通安全教育を実施する。
- ・飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図るため、引き続きハンドルキーパー運動を推進し、推進店や推進事業所の拡大を図る。
- ・引き続き、飲酒学級や飲酒取消処分者講習を実施するほか、アルコール依存症の疑いのある者については、医療機関の受診勧奨に努める。

適切な運転免許業務の推進

- ・交通の危険性があると判断される一定の理由が生じた者に対し、免許の保留、停止又は取消し等の行政処分を早期に執行する。
- ・意識障害や運動障害をもたらす発作等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、一定の病気等にかかっている疑いのある者の把握に努め、臨時適性検査等を迅速かつ的確に実施する。

推進事項
(4)

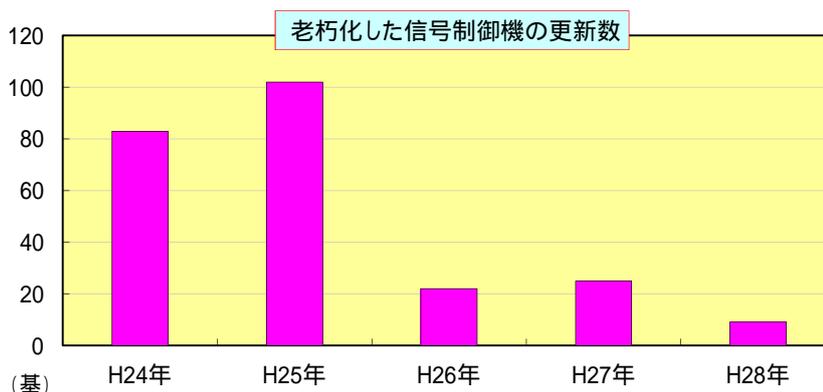
安全で快適な交通環境の整備

【主担当課:交通部交通規制課】

指標

老朽化した信号制御機の更新数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
老朽化した信号制御機の更新数	83基	102基	22基	25基	9基



平成28年度の取組概要と成果

交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理

- ・ 交通の安全と円滑を図るため、信号機12基を新設するとともに、老朽化した信号制御機9基や信号柱45本を更新した。
- ・ 通学路の緊急合同点検結果に基づく対策必要箇所の解消に向け、小・中学校の通学路において、道路標識の立て替え149本、横断歩道の塗り替え286本等を実施した。
- ・ 歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携し生活道路においてゾーン30を11地区整備した。
- ・ 自転車利用者の安全を確保するため、自転車歩道通行可規制について2区間を新設したほか、3区間を改正した。



ゾーン30 実施状況

より合理的な交通規制の実施

- ・ 交通実態に即した交通規制を実施するため、県内35区間において規制速度の引き上げなどの見直しを図るとともに、県内2区間の駐車規制の解除を実施した。

交通管制システムの充実

- ・ 交通情報の収集及び提供を充実するため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）4基を整備し、交通渋滞情報や交通事故情報をリアルタイムに提供することにより交通流の分散、交通渋滞の緩和等を図った。

高速道路における安全対策の推進

- ・ 新名神高速道路の延伸及び東海環状自動車道の一部開通に伴い、道路管理者と連携し、車線逸脱防止対策や逆走対策等を実施した。

平成29年（度）の取組方向

交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理

- ・ 交通の安全と円滑化を図るため、真に必要な場所に対する信号機の整備を始め、新たな要請、要望に応える交通安全施設の整備や老朽化する既存施設の計画的な更新等に努める。
- ・ 交通弱者に配慮した生活道路対策を推進するため、道路管理者等関係機関と連携を図り、通学路の安全対策を継続するとともに、事故多発箇所等危険箇所の解消、「ゾーン30」の整備を推進する。

より合理的な交通規制の実施

- ・ 道路交通環境の改善を図るため、交通規制を実施している道路の交通実態を調査・分析し、現場の実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の変更、解除等を実施する。

交通管制システムの充実

- ・ 快適な交通環境を実現するため、信号情報活用運転支援システムを整備しているところ、更なる整備促進を図るため、高度化された光ビーコンの整備を実施する。

高速道路における安全対策の推進

- ・ 交通事故による障害の早期回復を図るとともに、交通流を確保するため、道路管理者の連携を強化する。
- ・ 交通渋滞の発生を最小限に抑えるため、道路管理者と連携し、交通渋滞緩和対策を推進する。

執行の 重点5

子供・女性を守る取組と少年健全育成 対策の推進

【主担当：生活安全部】

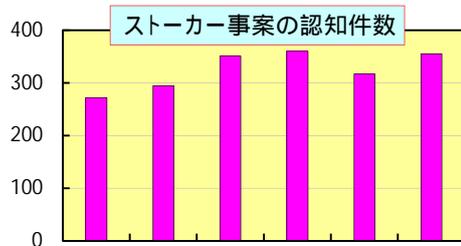
目的（対象、意図）

ストーカー・配偶者暴力事案、児童虐待事案、性犯罪等の被害から子供や女性を守るための取組を推進するほか、非行少年を生まない社会づくりなど少年の非行防止・保護総合対策を推進する。

指標

1：ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
ストーカー事案	272件	295件	351件	360件	317件	355件
配偶者暴力事案	546件	548件	628件	683件	676件	704件



(件) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年



(件) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年

2：非行少年等の検挙・補導人員

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
非行少年	1,125人	862人	705人	668人	487人	368人
不良行為少年	10,627人	9,548人	7,747人	6,305人	5,061人	2,887人



(人) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年



(人) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年

平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ ストーカー・配偶者暴力事案に対しては、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止を徹底したほか、被害者等の一時避難に伴う支援などの保護対策を推進した。事案の認知件数が増加傾向にあることから、関係機関・団体と連携し、被害者等の安全確保のための対策を一層強化する必要がある。
- ・ また、少年警察ボランティア等の協力を得て、少年の居場所づくりや学習支援等に取り組み、問題を抱え非行に走る可能性がある少年等の立ち直りを支援したほか、低年齢層を対象を広げて非行防止教室を実施するなど、少年の規範意識の向上を図った。非行少年等は減少傾向にあるものの、少年による殺人等の凶悪犯罪が依然として発生しているほか、少年の福祉を害する犯罪や児童虐待事案等の被害が後を絶たないことから、少年の非行防止と健全育成に向けた各種活動に継続的に取り組む必要がある。

推進事項 (1)

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する 迅速・的確かつ総合的な対応

【主担当:生活安全部人身安全対策課】

平成28年(度)の取組概要と成果

組織による迅速・的確な対応の推進

- 平成28年中に認知したストーカー事案355件について、加害行為を防止し、被害者等の安全を確保するため、ストーカー規制法違反で4件、刑法犯及び特別法犯で27件を検挙したほか、ストーカー規制法に基づく警告を68件、禁止命令を2件発出した。また、配偶者暴力事案704件について、保護命令違反で2件、刑法犯及び特別法犯で54件を検挙した。
- 被害者等の安全確保を最優先に、平成28年度中、13事案27名の被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費公的負担制度による支援を実施したほか、警戒監視システムや位置情報提供システムの貸出など各種支援を的確に講じ、被害者等の保護対策を徹底した。
- ストーカー事案や配偶者暴力事案等の特性を踏まえた迅速かつ的確な対処を徹底するため、事案を担当する職員に対して、研修会や実践塾の開催を通じた対処能力の向上を図ったほか、改正ストーカー規制法の適正な運用に向け、改正法の趣旨や内容に関する教養を実施した。

関係機関・団体と連携した被害防止対策の推進

- 県健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課が主催する「配偶者からの暴力の防止等連絡会議」等に参加し、被害者等の保護対策や配偶者暴力事案への対応等について、関係機関・団体との情報共有と連携強化を図った。
- 内閣府等が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、ラジオ放送を活用し、ストーカーや配偶者暴力被害の早期相談等について広報したほか、交番・駐在所の広報紙を活用した相談窓口の紹介や、関係機関等と連携し、主要駅、ショッピングセンター等における街頭広報啓発活動を実施した。

平成29年(度)の取組方向

組織による迅速・的確な対応の推進

- ストーカー事案及び配偶者暴力事案の認知件数が増加傾向にある中、平成29年春の組織改編において、この種事案への対処方針の判断や警察署への指導・支援、部門横断的な調整等を行う専任課として、生活安全部に人身安全対策課を新設し、本部対処体制を強化したことから、引き続き、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止や、被害者等の保護対策の徹底・強化を図る。

関係機関・団体と連携した被害防止対策の推進

- 関係機関・団体と緊密に連携し、一時避難先の確保や防犯指導、自衛手段等の対応要領の教示など、被害者等の安全を確保するための対策を強化するほか、地域精神科医等と連携し、ストーカー加害者が抱える問題にも着目した対策を推進する。

推進事項 (2)

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的活動の推進

【担当:生活安全部人身安全対策課】

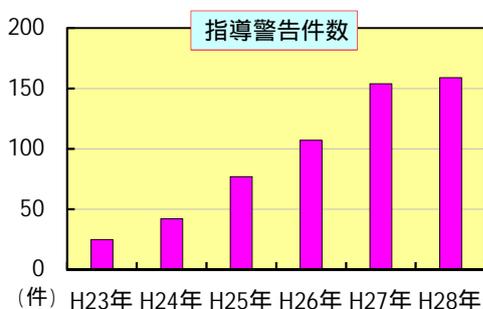
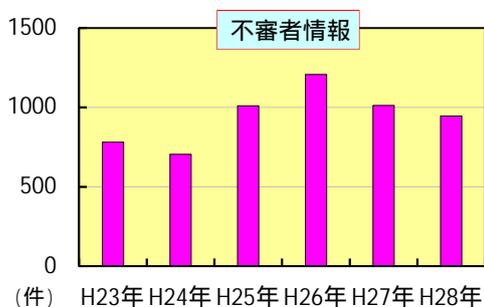
指標

1：不審者情報の認知件数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
認知件数	782件	704件	1,010件	1,208件	1,012件	947件

2：先制・予防的活動（指導警告）の実施状況

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
指導警告件数	25件	42件	77件	107件	154件	159件



平成28年（度）の取組概要と成果

子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止の推進

- 子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案を認知した段階で、周辺での捜査や警戒活動により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進し、平成28年中、行為者への指導・警告を159件実施したほか、公然わいせつや軽犯罪法違反等で73件を検挙した。

情報発信活動の推進

- 子供や女性に対する声掛け、つきまとい等の不審者情報を収集し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、県警ウェブサイトへの掲載や携帯電話利用者向けのメール配信等による情報発信を行った。

子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置の推進

- 法務省から警察庁を通じて提供を受けた子供対象・暴力的性犯罪の前歴者に関する出所情報に基づき、当該対象者の定期的な所在確認を行ったほか、対象者の同意を得た上で面談を行い、再犯防止のための助言・指導を行った。

平成29年（度）の取組方向

子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止の推進

- 引き続き、警察署と連携し、先制・予防的活動を実施して子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図る。

情報発信活動の推進

- 引き続き、収集した不審者情報について、関係者のプライバシーに配慮しつつ、県民への情報発信を推進する。

子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置の推進

- 引き続き、警察署と連携し、子供対象・暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止措置を推進する。

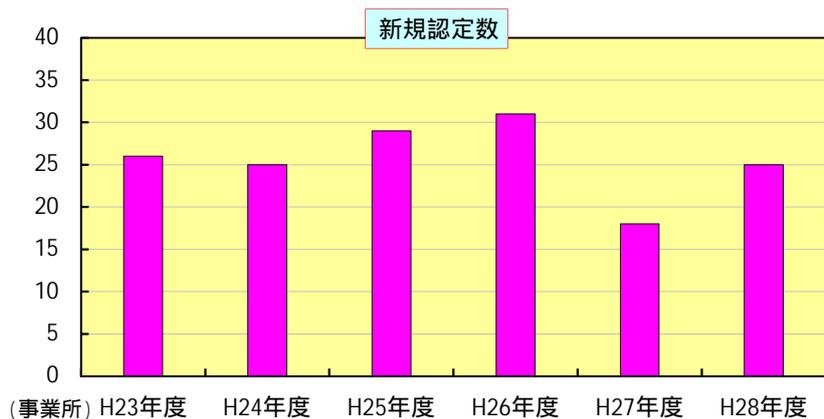
推進事項
(3)

関係機関・団体等と連携した通学路等の安全確保の推進
【主担当：生活安全部生活安全企画課】

指標

子ども安全・安心の店の新規認定数

年	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
認定数	26事業所	25事業所	29事業所	31事業所	18事業所	25事業所



平成28年(度)の取組概要と成果

通学路等における安全対策の推進

- ・ 子供が安全に登下校等ができるよう、登下校時間帯を始め、子供の屋外での活動時間帯を中心に、通学路や公園等の警戒活動を強化したほか、学校や防犯ボランティア等と連携した子供の見守り活動を推進した。
- ・ 通学路に面して事務所を構え営業する事業所等のうち、子供の緊急時の保護や見守り活動、地域への情報発信活動等に積極的かつ継続的に取り組む25事業所を、新たに三重県警察認定「子ども安全・安心の店」に認定し、活動に対する支援を行った。



「子ども安全・安心の店」認定証交付式

不審者情報等の迅速な把握と提供

- ・ 把握した不審者情報等については、関係者のプライバシーに配慮した上で、県警ウェブサイトにおける発生情報の掲載や犯罪情報マップによる発生場所のポイント表示、電子メールによる情報発信など、各種広報媒体を活用した情報提供を行った。

被害防止教育の推進

- ・ 子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、教育委員会や学校等と連携し、危険な事態に遭遇した場合の対応要領等に係る参加・体験型の防犯教室等を行った。
- ・ 教職員を対象に、学校への不審者侵入を想定した対応訓練を実施し、緊急時の対応要領の指導等を行った。



防犯教室の開催状況

平成29年（度）の取組方向

通学路等における安全対策の推進

- ・ 地域における犯罪の発生実態や不審者情報を踏まえ、登下校時間帯等における警戒活動を強化するとともに、関係機関・団体、地域住民等と連携した子供の見守り活動や、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の拡充など、地域の実態に即した通学路等の安全対策を推進する。

不審者情報等の迅速な把握と提供

- ・ 不審者情報等を迅速かつ正確に把握するとともに、把握した事案概要や防犯対策に役立つ情報については、関係者のプライバシーに配慮しつつ、各種広報媒体を効果的に活用し、教育委員会や防犯ボランティア、地域住民等に対するタイムリーな情報提供を実施する。

被害防止教育の推進

- ・ 子供に身の危険を察知する能力を付けさせるため、教育委員会や学校と連携した防犯教室等を開催し、危険な事態に遭遇した場合の初期対応訓練等、参加・体験型の被害防止教育を推進する。

推進事項
(4)

児童虐待への対応における取組の強化

【主担当:生活安全部少年課】

指標

1: 児童相談所への通告児童数

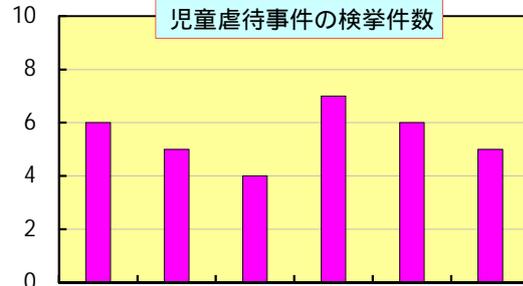
年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
通告人員	111人	60人	69人	114人	98人	92人

2: 児童虐待事件の検挙件数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
検挙件数	6件	5件	4件	7件	6件	5件



(人) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年



(件) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年

平成28年(度)の取組概要と成果

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

- 平成28年中、警察から児童相談所へ通告した児童数は92人であり、事案に応じ、被害児童の保護、加害者への指導警告、児童相談所、学校、市町等と連携した対応等、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を徹底した。
- 警察署長会議、生活安全課長等会議における訓示・指示のほか、生活安全任用科における教養、警察署に対する巡回業務指導等を通じ、児童虐待事案への適切な対応の徹底を図った。

関係機関との連携強化

- 県健康福祉部、県児童相談センター、県教育委員会との意見交換会を開催し、児童虐待への取組状況等について意見交換、情報共有を図った。
- 各市町に設置の要保護児童対策地域協議会に出席し、関係機関との情報共有、連携強化を図った。
- 児童相談所等と連携し、立入調査、援助要請等を想定したロールプレイング方式による合同訓練の実施や、関係機関職員研修会への参加等を通じ、被害児童等への適切な対応に関する警察職員の知識・技能の向上を図った。

厳正な捜査と被害児童の支援

- 平成28年中、緊急性・重大性が高い児童虐待事案5件を事件化し、加害者5人を検挙した。
- 被害児童の負担を軽減し、供述の信用性を担保するため、被害児童からの事情聴取に当たっては、検察庁及び児童相談所と連携し、代表者による聴取を推進した。
- 警察庁、児童相談所、検察庁等が開催する被害児童からの聴取技法に関する研修会に警察職員が参加し、被害児童からの客観的聴取に関する知識・技能の修得に努めた。

- ・ 児童の安全が確保された後、少年サポートセンターが中心となって、家庭訪問や被害児童との面接などの継続的支援を実施した。

平成29年（度）の取組方向

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先した対応の徹底

- ・ 各種会議、巡回指導、学校教養等を通じて児童虐待の早期発見・被害児童の早期保護及び、児童虐待の危険度・緊急度の的確な判断を徹底する。
- ・ 児童虐待を認知した被害児童について、継続的にその状況を把握して再発防止の措置を講じる。

関係機関との連携強化

- ・ 児童相談所等、関係機関との間で、児童虐待の被害児童に係る情報共有を図るほか、合同訓練や連絡会議の開催を通じ、連携を強化する。

厳正な捜査と被害児童の支援

- ・ 事態が深刻化する前に被害児童を救出、保護するため、生活安全部門と刑事部門が緊密に連携し、迅速・的確な捜査を推進する。
- ・ 被害児童からの事情聴取に当たっては、検察庁及び児童相談所と連携し、聴取方法を検討・協議の上、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保の双方に資する聴取を行う。

推進事項
(5)

集団的不良交友関係等を視野に入れた少年
事件捜査の推進

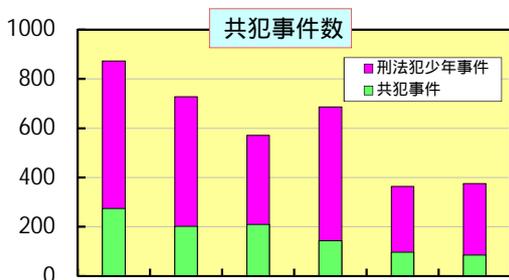
【主担当:生活安全部少年課】

指標

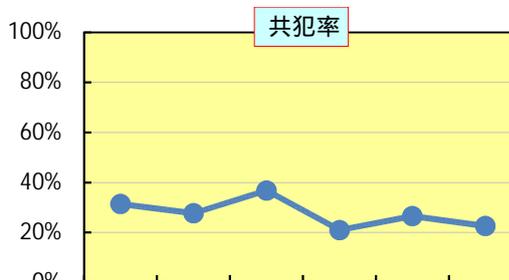
刑法犯少年事件における共犯率

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
刑法犯少年事件	873件	728件	571件	687件	364件	376件
共犯事件	274件	202件	210件	144件	97件	85件
共犯率	31.4%	27.7%	36.8%	21.0%	26.6%	22.6%

(注) 刑法犯少年事件は、触法少年による事件を除く。
共犯率とは、刑法犯少年の検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。少年と成人との共犯事件は含まれていない。



(件) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年



H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年

平成28年(度)の取組概要と成果

情報収集及び実態把握

- 各種警察活動を通じ、ゲームセンター、カラオケボックス、大型商業施設等の少年の集場所や、不良交友グループ等に関する情報収集、実態把握に努めるとともに、関係部門が緊密に連携し、情報共有を図った。

集団的不良交友関係が背景にうかがわれる少年事件の検挙・補導

- 平成28年中、刑法犯で検挙・補導した少年事件のうち、共犯事件は85件(2人組53件、3人組12件、4人組8件、5人組1件、6~9人組10件、10人以上1件)で、共犯率は22.6%であった。
- 暴走族による集団暴走に対し、共同危険行為等禁止違反を始め、各種法令を適用した取締りを推進した。

立ち直り支援活動の推進

- 検挙・補導した少年に対して、少年警察ボランティア等と連携し、集団的不良交友関係に代わる居場所づくりなどの立ち直り支援を実施した。

平成29年(度)の取組方向

情報収集及び実態把握

- 関係部門間の連携による情報共有、学校・教育委員会、少年警察ボランティア等との連携による学校を単位とした不良交友関係の実態把握を推進する。

集団的不良交友関係が背景にうかがわれる少年事件の検挙・補導

- 収集した情報や把握した実態を分析し、具体的な対策や検挙・補導を推進する。

立ち直り支援活動の推進

- 検挙・補導した少年に対し、居場所づくり等立ち直り支援活動を推進し、集団的不良交友関係の解消を図る。

**推進事項
(6)**

街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進 【主担当:生活安全部少年課】

指標

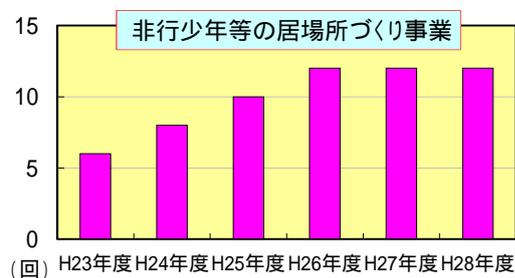
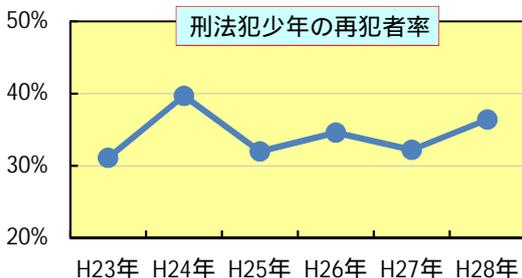
1: 刑法犯少年の再犯者率

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
再犯者率	31.1%	39.7%	32.0%	34.6%	32.2%	36.4%

(注) 刑法犯少年は、触法少年を除く。

2: 非行少年等の居場所づくり事業の実施状況

年	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
居場所づくり実施回数	6回	8回	10回	12回	12回	12回



平成28年(度)の取組概要と成果

少年に手を差し伸べる立ち直り支援(三重県版コネクションズ)の推進

- ・ 三重県版コネクションズを開始した平成23年3月から平成29年3月末までの間に、継続的な指導・助言、就労支援、居場所づくり活動等の支援を行った少年は140人となった。
- ・ 非行に走りかねない少年の立ち直りを支援するため、少年サポートセンターを中心に、関係機関、少年警察学生ボランティア(若樫サポーター)等と連携し、農業体験、学習支援等の居場所づくり活動を推進した。



農業体験

少年を見守る社会気運の醸成

- ・ 少年の規範意識の向上を図るため、平成28年度中、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等において、延べ498回、46,309人の児童・生徒等を対象に、非行防止、薬物乱用防止、犯罪被害防止、インターネット利用に関する危険性や適切な利用等をテーマとする非行防止教室を実施した。
- ・ 少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動、通学路等における少年への呼び掛け・あいさつ運動等を実施した。
- ・ 各地域で開催される自治会やPTA総会、学校関係者の会議等において、少年非行の情勢や非行要因等の情報発信を実施した。

平成29年(度)の取組方向

少年に手を差し伸べる立ち直り支援(三重県版コネクションズ)の推進

- ・ 引き続き、三重県版コネクションズを推進するとともに、居場所づくり活動を支援する少年警察学生ボランティア(若樫サポーター)を始めとする少年警察ボランティア活動全体の活性化を図る。

少年を見守る社会気運の醸成

- ・ 警察職員による非行防止教室を継続するとともに、特に、低年齢のうちから規範意識を向上させ、将来の非行防止を図るため、幼稚園・保育園児、小学生低学年を対象とした非行防止教室「キッズ“輝け” (KAGAYAKE)スクール」を積極的に実施する。

推進事項 (7)

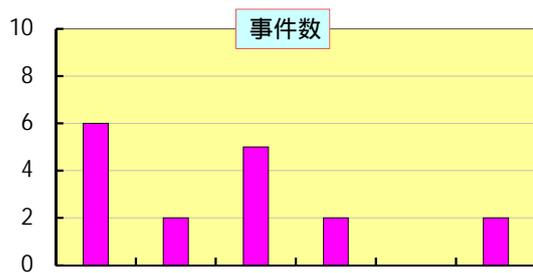
学校におけるいじめ問題への的確な対応

【主担当：生活安全部少年課】

指標

いじめに起因する事件数、検挙・補導人員

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
事件数	6件	2件	5件	2件	0件	2件
検挙・補導人員	6人	3人	3人	6人	0人	3人



(件) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年



(人) H23年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年

平成28年（度）の取組概要と成果

いじめ事案の早期把握

- 平成28年中、いじめに関する相談を29件受理し、事案に応じて学校、教育委員会等の関係機関と連携を図り、少年、保護者等に対する必要な助言・指導等を行った。

学校、教育委員会等との連携強化

- いじめ事案に係る情報の共有など、いじめ防止のための対策等を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会において関係機関・団体と情報交換等を行った。
- 学校警察連絡協議会等の場を通じて、教育委員会、学校等といじめ事案に関する情報共有に努めた。

把握したいじめ事案への的確な対応

- 事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者の意向等を踏まえ事件化し、平成28年中、2件3人をいずれも傷害で検挙した。
- 平成28年中、いじめ事案の被害少年2人に対し、少年サポートセンターの少年補導員による継続的な支援を行った。

平成29年（度）の取組方向

いじめ事案の早期把握

- 警察の少年相談で、いじめに関する相談に対応していることや、フリーダイヤルで相談できる窓口「少年相談110番」の周知を図るため、各種媒体を活用して広報活動を推進する。

学校、教育委員会等との連携強化

- インターネットや携帯電話を利用したいじめを含め、いじめが刑事罰の対象となり得ること等について非行防止教室で取り上げるなど、学校等と連携し、いじめ防止に取り組む。

把握したいじめ事案への的確な対応

- 把握したいじめ事案については、被害少年及びその保護者等の立場に立ち、迅速な捜査、調査活動を推進するとともに、学校等との緊密な連携により、被害の更なる深刻化の防止を図る。

推進事項
(8)

児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯の
効果的な取締り等の推進
【主担当:生活安全部少年課】

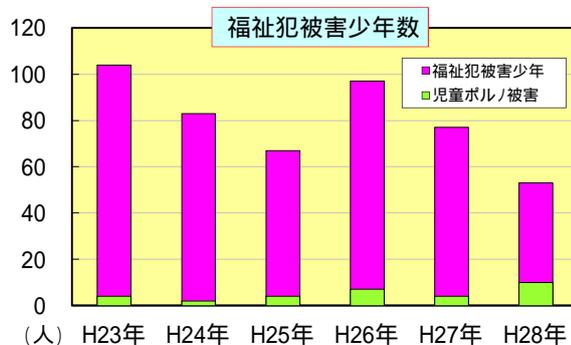
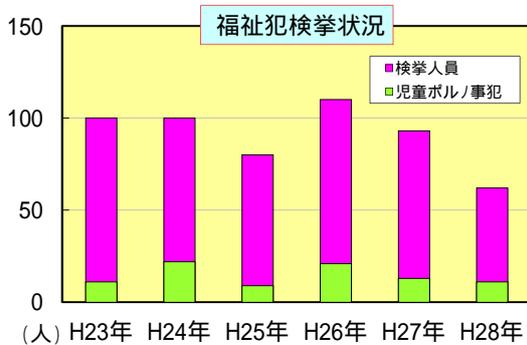
指標

1：福祉犯の検挙人員

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
福祉犯検挙人員	100人	100人	80人	110人	93人	62人
うち児童ポルノ	11人	22人	9人	21人	13人	11人

2：福祉犯の被害少年数

年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
福祉犯被害少年	104人	83人	67人	97人	77人	53人
うち児童ポルノ	4人	2人	4人	8人	4人	10人



平成28年（度）の取組概要と成果

福祉犯取締りの推進

- 平成28年中、福祉犯の取締りを推進し62人を検挙したほか、福祉犯の被害少年を53人保護した。

児童ポルノ事犯の取締り強化

- 平成28年中、児童ポルノ事犯（児童ポルノの製造、公然陳列等）で11人を検挙したほか、被害少年を10人保護した。

被害少年の保護・支援活動

- 平成28年中に保護した福祉犯の被害少年のうち、4人について、少年サポートセンターが中心となり、カウンセリング等の継続的な支援を実施した。

平成29年（度）の取組方向

福祉犯取締りの推進

- 近年増加傾向にあるコミュニティサイト等のインターネットの利用に起因する児童買春等の被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、サイバーパトロールやサイバー補導を強化し、取締りを推進する。

児童ポルノ事犯の取締り強化

- 低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等、悪質な児童ポルノ事犯について、サイバーパトロールを強化し、取締りを推進する。

被害少年の保護・支援活動

- 児童の性的搾取等に係る事件の捜査に際して、被害児童の負担軽減と供述の信用性担保の双方に資する聴取方法を検討するとともに、関係職員の技能向上を図る。

推進事項
(9)

少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

【担当:生活安全部少年課】

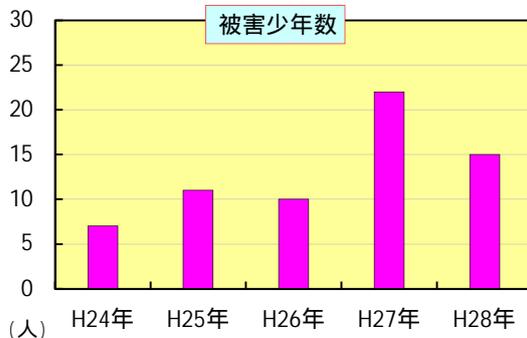
指標

1: コミュニティサイトの利用に起因する被害少年数

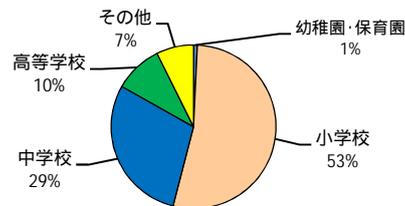
年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
被害少年数	7人	11人	10人	22人	15人

2: インターネット利用に関する非行防止教室の開催状況(平成28年度)

区分	幼稚園・保育園	小学校	中学校	高等学校	その他
延べ回数	1回	73回	40回	13回	10回
延べ人数	34人	5,300人	5,509人	2,745人	809人



インターネット利用に関する非行防止教室開催状況 (H28年度)



平成28年(度)の取組概要と成果

携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策の推進

- ・ コミュニティサイトの利用に起因して性被害に遭う児童や、いわゆる自画撮り被害が増加傾向にあり、また、フィルタリングの設定をしていない被害児童が多数に上ることから、児童・生徒を対象とした非行防止教室において、具体的事例やインターネットの特性、危険性について啓発活動を実施した。
- ・ 少年のインターネットの利用を適切に把握・管理する立場にある保護者の役割が重要であることから、学校等と連携し、進学・進級時における保護者説明会を利用するなどして、スマートフォン等の利用に伴う児童の犯罪被害の実態やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等について啓発活動を実施した。
- ・ 携帯電話販売店等に対し、三重県青少年健全育成条例に基づくフィルタリングサービスに関する説明義務の徹底等を指導・要請した。
- ・ 街頭キャンペーン、各種研修会等における講話、テレビ、ラジオ、広報紙等、各種機会や広報媒体を活用して、少年のインターネットの適切な利用について広報啓発活動を実施した。



ネットトラブル防止教室

有害環境の実態把握と事業者、営業者等への指導等

- ・ 少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携し、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、大型商業施設等における街頭補導活動を実施するとともに、未成年者に対する酒・たばこの販売禁止等について指導、要請を徹底した。

平成29年（度）の取組方向

携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策の推進

- ・ インターネットの利用に伴う具体的危険性やフィルタリングの利用を含めた被害防止に関する広報啓発について、スマートフォンを使用し始める高学年の小学生、中学生及びその保護者に対する啓発活動を重点に各種広報啓発活動を推進する。

有害環境の実態把握と事業者、営業者等への指導等

- ・ いわゆる「JKビジネス」を始め、児童の性を売り物とする新たな形態の営業の更なる実態把握のため、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施するとともに、違法行為の端緒を入手した場合には、各種法令を適用した厳正な取締りを推進する。

執行の 重点6

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態 に備えた対策の推進

【主担当：警備部】

目的（対象、意図）

国際テロの危険が急速に高まっている情勢を踏まえ、伊勢志摩サミット警備終了後もその経験を生かした万全のテロ対策を図る必要がある。また、南海トラフ地震を始めとする大規模災害等の緊急事態に備えた取組が求められている。

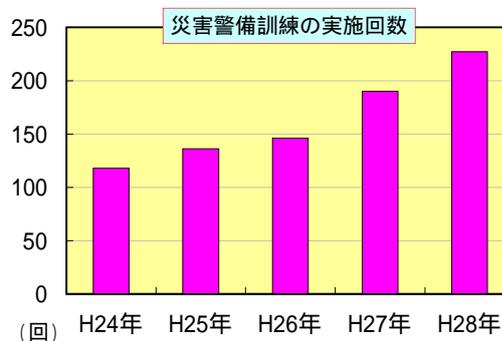
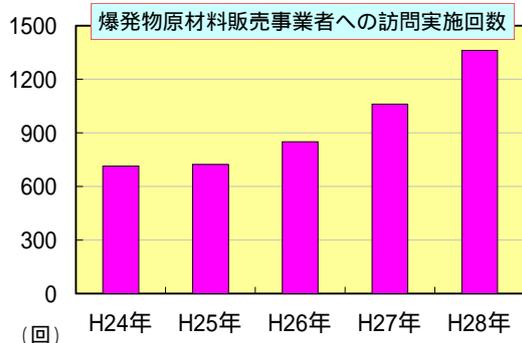
指標

1：爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者への訪問実施回数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
訪問実施回数	715	723	851	1,061	1,362

2：災害警備訓練の実施回数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
警察が実施した訓練	64回	54回	53回	96回	114回
県、市町等が主催する訓練への参加	54回	82回	93回	94回	113回
合計	118回	136回	146回	190回	227回



平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 厳しい国際テロ情勢等に対処するため、治安に影響を及ぼす様々な事象に係る情報収集や不法滞在外国人の検挙・摘発、いわゆる犯罪インフラ事犯の取締りを実施した。今後も、大規模行事に備えた情報収集体制の強化や不法滞在等関連事犯取締りに向けた諸対策を推進する。
- ・ 要人の身辺の安全確保に万全を期するため、内閣総理大臣を始めとした政府要人の来県に際し、的確な警護警備を実施した。今後も、大規模警備に備えた計画策定や部隊員等の練度向上に向けた諸対策を推進する。
- ・ 官民一体となったテロ対策を推進するため、テロ対策パートナーシップが主催する研修会の開催や合同訓練等を実施した。今後も、テロ対策パートナーシップ参画機関の危機意識の醸成や対処能力向上に向けた諸対策を推進する。
- ・ 大規模災害等緊急事態に対処するため、各種計画や施策の不断の見直しを行うとともに、災害警備本部の高度化事業の推進、関係機関と連携した合同訓練等を実施した。今後も、危機管理体制の強化や対処能力向上に向けた諸対策を推進する。

推進事項 (1)

治安に影響を及ぼし得る事象に関する幅広い情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底
【主担当：警備部警備第一課】

平成28年（度）の取組概要と成果

情報収集の強化及び違法行為の検挙

- 治安に影響を及ぼす国際テロ組織、オウム真理教、極左暴力集団、右翼等の動向について、県民の理解と協力を得ながら、関連情報の収集及び総合的な分析を推進し、各種テロ事案の「予兆」の把握に努め、国内における違法行為等の未然防止に努めた。

対日有害活動等への対応

- 他県警察、税関等の関係機関と緊密に連携して不正輸出入事案に係る違法行為の情報収集及び分析強化に努めたほか、先端技術を有する企業の輸出動向等について実態解明を推進し、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出犯罪の端緒情報の入手に努めるとともに、企業等に対する技術情報流出防止対策を推進した。
- 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案について、関係機関と連携強化を図るとともに、県警ウェブサイトでの情報提供の呼び掛けや拉致問題啓発用ポスターの掲示、北朝鮮人権侵害問題啓発週間での各種広報媒体を活用した関連情報の収集に努めた。

不法滞在等関連事犯取締りの推進

- 入国管理局と連携し、不法滞在外国人の検挙・摘発を推進した。また、不法滞在を助長する地下銀行、偽装結婚、在留カードなどの偽造事案等、いわゆる犯罪インフラ事犯に対する取締りを推進し、不法就労助長事件等を検挙した。

平成29年（度）の取組方向

情報収集の強化及び違法行為の検挙

- 国際テロ情勢は、ますます厳しさを増し、我が国における国際テロの脅威が現実のものとなっている中、今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2021年三重とこわか国体等が開催される。これら大規模行事を控え、各種テロ事案を未然に防止するためには、県民の理解と協力の確保に努めるとともに、関係機関と緊密に連携した幅広い情報収集により、各種テロ事案の「予兆」を把握し、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙を図る。

対日有害活動等への対応

- 諸外国による我が国の国益を損なう各種活動が懸念されることから、県内企業等の実態把握及び管理者対策を一層強化するほか、関連情報の収集、分析に努め、違法行為の事件化を推進する。
- 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案について、県警ウェブサイト等を通じた関連情報の収集を図るとともに、関係機関と緊密に連携し、捜査・調査を推進する。

不法滞在等関連事犯取締りの推進

- 今後も入国管理局との緊密な連携の下、不法滞在外国人等の検挙・摘発を一層推進するとともに、不法滞在等を助長する犯罪インフラ事犯の検挙・取締りを推進する。

推進事項 (2)

情勢に応じた的確な警戒警備の徹底

【担当:警備部警備第二課】

平成28年(度)の取組概要と成果

内閣総理大臣等の要人の来県に伴う警護警備

- ・内閣総理大臣及び閣僚の神宮参拝等、要人の来県に際しては諸情勢を総合的に判断した的確な警護警備を実施し、身辺の安全確保に万全を期した。

重要防護施設等に対する警戒警備

- ・公共交通機関におけるテロ発生を想定した合同訓練を実施するなど、各種施設の管理者等に対し、テロに対する危機管理意識の醸成や対処能力の向上に努めたほか、情勢に応じた警戒警備を実施した。

情勢に応じた的確な集会・デモ等警備

- ・右翼団体による領土問題等を捉えた車両街頭宣伝活動、右派系市民グループによる韓国や北朝鮮との問題等を捉えた街頭宣伝活動及び右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力が一部の参加者による過激な言動について「ヘイトスピーチ」であると批判する抗議行動等、各種集会・デモ等に対して、違法行為の未然防止を図るとともに、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じた。



伊勢神宮参拝



鉄道会社との合同訓練



右翼による車両街頭宣伝活動

平成29年(度)の取組方向

内閣総理大臣等の要人の来県に伴う警護警備

- ・警護員に対する実戦的な訓練、全職員を対象とする指導・教養を推進し、個々の現場対応能力の向上に努めるとともに、管理者対策を徹底し、国内外の要人等の来県に際しては、諸情勢を総合的に判断した的確な警護警備を実施する。

重要防護施設等に対する警戒警備

- ・各種テロ情勢を踏まえ、テロの対象となり得るライフライン施設、公共交通機関等に対する管理者対策、自主警備等の徹底を促進するとともに、各種合同訓練等の開催を通じて連絡・連携体制を一層強化する。

情勢に応じた的確な集会・デモ等警備

- ・各種街頭宣伝活動において、市民生活に多大な影響を及ぼす悪質なものについては、各種法令を適用して徹底した取締りに努めるとともに、集会・デモ等についても、違法行為の未然防止を図り、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じていく。

推進事項
(3)

地域住民の理解と協力を基盤とした総合的な
テロ対策の推進

【主担当：警備部警備企画課】

平成28年（度）の取組概要と成果

テロ対策パートナーシップを活用した取組

- 警察と関係機関・団体、民間事業者や地域住民が緊密に連携し、テロの未然防止等に向けた恒常的な取組を行う「テロ対策パートナーシップ」を通じて、テロ対策合同訓練の実施や研修会の開催のほか、「みテます運動」（「みテます」バッジの配布）を始めとした広報啓発活動を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進した。



テロ対策パートナーシップ合同研修会



みテますバッジ



テロ対策合同訓練

爆発物原料取扱事業者等に対する管理者対策の徹底

- テロリスト等の利用が懸念される県内の宿泊施設、インターネットカフェ等の各事業所等に対する広報活動の実施、利用者の身分確認の徹底等を指導したほか、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対してロールプレイング方式の訓練の実施や盗難防止対策の徹底を指導するなどの管理者対策を推進し、不審情報を速やかに把握できる仕組みの構築を図った。



管理者対策推進状況

国際港湾対策の推進

- 県内の各国際港湾（四日市港、津港、松阪港及び尾鷲港）における港湾保安委員会への出席、水際危機管理コアメンバー会合の開催等を通じ、関係機関との連携強化及び情報共有の徹底を図ったほか、テロ発生を想定した合同訓練を実施するなどして水際対策の強化に努めた。
- 税関、海上保安庁等と連携し、適宜、国際埠頭施設周辺の警戒を強化するとともに、外国船の入港時には、船舶関係者に対する管理者対策を実施するなど、不審な入国者の発見に努めた。



国際港湾における合同訓練

サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策の推進

- 重要インフラ事業者等に対する個別訪問及び三重県サイバーテロ対策協議会等を通じ、サイバー空間の脅威やセキュリティ対策に関する情報提供を行うとともに、共同対処訓練を実施して、事業者等のサイバーセキュリティ意識の醸成や対処能力の向上を図るなど、サイバー攻撃による被害の未然防止に向けた管理者対策を推進した。
- 各種サイバー攻撃事案の発生に際し、迅速な初動対応を行うなど、被害の拡大防止及び的確な実態解明措置を講じた。

平成29年（度）の取組方向

テロの未然防止に向けた官民一体の取組

- ・官民一体となったテロ対策を推進していくため、「テロ対策パートナーシップ」を効果的に運用し、会議等における情報共有やテロ対策合同訓練、合同パトロール等の各種活動を行い、「テロを許さない社会・地域づくり」を推進する。

爆発物原料取扱事業者等に対する管理者対策の徹底

- ・宿泊施設やインターネットカフェ等に対する管理者対策、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対するロールプレイング方式の訓練等の実施により、テロの未然防止を図ってきたところであり、今後も県民の理解と協力の確保に努め、不審情報を速やかに把握できる態勢の構築を図るなど、総合的なテロ対策を推進する。

国際港湾対策の推進

- ・今後も、各港湾保安委員会や水際危機管理コアメンバー会合の開催、テロを想定した合同対処訓練を通じ、関係機関との連携強化及び情報共有の確立を図って水際危機管理体制を強化するとともに、関係機関と連携した国際埠頭施設周辺での警戒活動を実施して不審者の発見に努めるなど、警戒の徹底を図る。

サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策の推進

- ・重要インフラ事業者に対する個別訪問、三重県サイバーテロ対策協議会等を通じた官民連携による対策の強化及びテロ対策パートナーシップと連動した講話やデモンストラーション等を実施するなど、サイバー攻撃の未然防止に係る取組を推進する。
- ・日々変化するサイバー空間の脅威に対応していくため、捜査員等に対する指導、教養を実施して対処能力の更なる向上を図る。事案発生時には、事業者との共同による被害の拡大防止、システムの早期復旧、実態解明に努めるとともに、違法行為に対する厳正な取締りを推進する。

推進事項
(4)

危機管理体制の強化及び対処能力の向上と緊急事態
における迅速・的確な対処

【主担当：警備部警備第二課】

平成28年（度）の取組概要と成果

各種計画や施策の不断の見直し

- ・ 大規模災害が発生した場合において、より円滑かつ適切な災害警備本部の運営を図るために策定した「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」について、組織改編に伴う見直しを行った。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合における業務の継続性を確保するために策定した「三重県警察業務継続計画」について、国家公安委員会・警察庁業務継続計画の修正等を踏まえて見直しを行った。
- ・ 気象警報等が発表された場合に迅速に伝達することで、災害対策の適切な実施を図るために策定した「気象警報等連絡要領」について、三重県水防計画の修正を踏まえて見直しを行った。
- ・ 三重県警察の緊急事態に対処するために策定した「三重県警察国民保護警備計画」、「三重県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」、「三重県警察突発重大事案初動措置計画」の見直しを行った。

装備資機材の適切な配備

- ・ 災害警備活動用装備資機材として全警察署に配備されているエンジンカッターを全て新しいものに更新したほか、夜間の警察活動等に効果的な八口ゲンライトを4警察署へ配備したことにより、全警察署への現場活動用投光器の配備が完了した。

指導教養及び実戦的訓練の実施

- ・ 大規模災害発生時における初動対応の重要性に鑑み、南海トラフを震源とする震度6強の地震が発生し、大津波の来襲により各地で甚大な被害が発生したことを想定した図上訓練を実施し、警察本部と警察署間における報告・指揮等の演習を行った。
- ・ 南海トラフ地震の発生に伴い、警察本部における災害警備本部の運営が困難になったとの想定の下、代替施設である警察学校への災害警備本部機能の移転訓練を行った。
- ・ 災害警備専科を始めとする各種教養の機会を捉えた危機管理意識の醸成を図ったほか、装備資機材取扱訓練等を実施するなど、事態対処能力の向上に努めた。



警察本部における図上訓練

関係機関との緊密な連携の確保

- ・ 中部管区広域緊急援助隊合同訓練（岐阜県笠松町）、陸上自衛隊中部方面隊主催の図上訓練「南海レスキュー」、三重県総合防災訓練、三重県総合図上訓練及び各自治体主催の防災訓練への参加等、防災関係機関との合同訓練を通じ、大規模災害等緊急事態における連携強化と事態対処能力の向上に努めた。
- ・ 三重県国民保護共同図上訓練、治安出動を想定した三重県警察と陸上自衛隊との共同実動訓練など、関係機関と連携した訓練を実施し、緊急事態発生時における危機管理能力の向上に努めた。
- ・ 防災・危機管理関係機関との各種会議、合同訓練等を通じて顔の見える関係の構築を図り、情報共有や連携強化に努めた。



三重県総合防災訓練

平成29年（度）の取組方向

各種計画や施策の不断の見直し

- ・ 各種警備計画等については、真に機能するものとなるよう各種訓練を実施し、その計画内容の検証及び改善を継続的に推進する。
- ・ 大規模災害等の対応で得られた反省・教訓事項や政府・県レベルで策定される各種方針を踏まえ、各種計画や施策の不断の見直しを行う。

装備資機材の適切な配備

- ・ 大規模災害等における各種活動で得た経験を活かし、引き続き、計画的な装備資機材の配備を推進するとともに、適正な保守管理と効果的な運用を図る。

指導教養及び実戦的訓練の実施

- ・ 災害発生時等の緊急事態に際し、警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実効ある指導教養を行うとともに、実戦的かつ効果的な訓練を実施する。
- ・ 非常招集訓練や図上訓練等の実戦的な訓練の実施により、対処能力の向上を図る。

関係機関との緊密な連携の確保

- ・ 災害現場での救出救助能力及び緊急事態等における事態対処能力の向上を図るため、関係機関等との実戦的な合同訓練を実施する。
- ・ 防災・危機管理関係機関との各種会議、合同訓練等を通じて一層の良好な関係の構築及び多機関連携の強化を図る。

執行の 重点 7

サイバー空間の脅威に対する対策の推進

【主担当：生活安全部】

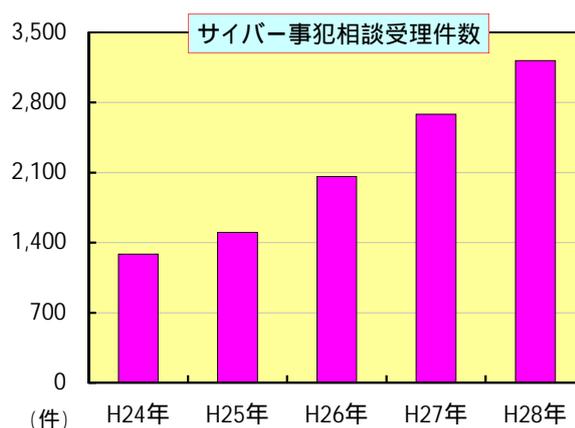
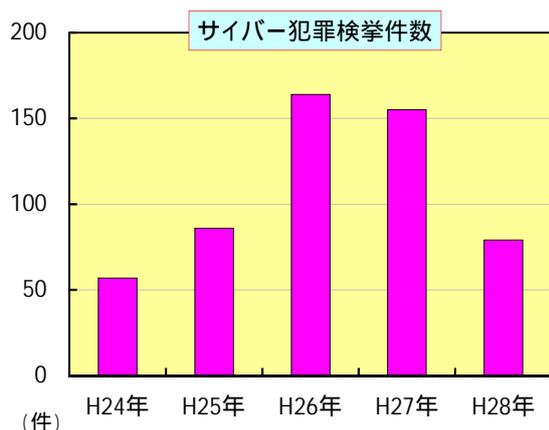
目的（対象、意図）

サイバー空間をめぐる情勢の変化に的確に対応し、これらの脅威に対して先制的かつ能動的に対処するための対策を推進する。

指標

サイバー犯罪検挙件数、サイバー事犯相談受理件数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
サイバー犯罪検挙件数	57件	86件	164件	155件	79件
サイバー事犯相談受理件数	1,286件	1,504件	2,061件	2,682件	3,219件



平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- サイバー空間の脅威から県民を守るため、高度な情報通信技術を悪用した犯罪に対する取締りを推進するとともに、最新の知見を有する学術機関や民間事業者と連携し、官民一体となった効果的な広報啓発活動等を行った。
- サイバー犯罪に関する相談は増加の一途をたどっている上、依然としてサイバー犯罪の被害が後を絶たないことから、サイバー犯罪への対処能力の強化を図るとともに、産学官連携によるサイバー空間の脅威に対する各種取組を推進する必要がある。

推進事項 (1)

サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成28年(度)の取組概要と成果

サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成

- ・ 警察署に対する巡回教養、警察学校における教養等を通じて、職員の知識と対処能力の底上げを図った。
- ・ 最新の知見を有する有識者による講演の受講、研修等への参加、先進府県警察への捜査員の派遣・出向を通じて専門的捜査員の育成を図った。
- ・ 情報化リーダー等研修会及び情報セキュリティ専科を実施し、情報セキュリティインシデントに対応できる能力及び指導・教養を行う知識・技能を有する職員の育成を図った。
- ・ ランサムウェア等の不正プログラムや不審メール等、警察情報セキュリティに対する脅威が多様化かつ継続していることから、サイバー空間の脅威に対する対処能力を測るため、ブラインド形式による標的型メール対応訓練を実施した。

最新の知見を有する教育機関や民間事業者との連携

- ・ 複雑、高度化するサイバー犯罪に的確に対処するため、情報セキュリティに関する最新の知見を有する研究者と民間の情報セキュリティ技術者を三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザーに委嘱した。
また、情報セキュリティ企業と「サイバー空間の脅威に対する共同対処協定」を締結し、サイバー空間の脅威に関する最新の情報の提供、助言、指導を受けたほか、対処能力向上に向けた研修、事案対処に係る助言・指導等の協力を得た。



サイバー犯罪対策アドバイザーによる講演

- ・ 対処能力の強化を図るため、D o S 攻撃やウェブサイト改ざんによる情報セキュリティインシデント事案を想定し、中部管区警察局情報通信部及び民間事業者との共同対処訓練を実施した。

平成29年(度)の取組方向

サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成

- ・ あらゆる機会を通じて全職員を対象とした教養を実施することで、知識の向上を図るとともに、民間研修の受講等により、高度な捜査に対応できる捜査員を育成する。

最新の知見を有する教育機関や民間事業者との連携

- ・ サイバー空間の脅威がより深刻さを増していることから、最新の知見を有する学術機関や民間事業者との連携を深め、対処能力の向上を図る。

推進事項 (2)

サイバー犯罪の抑止に向けた官民一体となった 取組の推進 【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成28年（度）の取組概要と成果

サイバー防犯ボランティアとの連携

- ・ 県内に居住するサイバー防犯ボランティアと連携し、サイバー犯罪被害を防止するための広報活動を行った。
- ・ サイバー防犯ボランティアによる児童被害防止対策を実施し、援助交際に関するインターネット上の書き込みに対する削除要請などの浄化活動を行った。
- ・ サイバー防犯ボランティアとして団体登録している高田短期大学について、顕著な功績があったとして、平成28年11月22日、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長から感謝状が贈呈された。



サイバー防犯ボランティアによる広報活動

民間事業者等との連携

- ・ サイバー犯罪対策アドバイザーや共同対処協定を締結した情報セキュリティ企業等と連携し、標的型攻撃に関する注意喚起を行うなど、官民連携による啓発活動を行った。
- ・ 県内の電気通信事業者（16事業者）による「三重県インターネット防犯連絡協議会」等と連携し、県内企業、インターネット利用者等に対してサイバー犯罪被害の防止を呼び掛ける啓発活動を行った。

平成29年（度）の取組方向

サイバー防犯ボランティアとの連携

- ・ 社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運の醸成に努め、新規のサイバー防犯ボランティアの確保、育成を図るとともに、研修会の開催等を通じて活動を支援し、サイバー防犯ボランティアによる活動の一層の活性化を図る。

民間事業者等との連携

- ・ サイバー犯罪に的確に対処するため、最新の知見を有する学術機関、民間事業者等と連携し、県民への広報啓発等を一層強化するほか、産学官連携による情報共有と被害防止に向けた取組を推進する。

推進事項 (3)

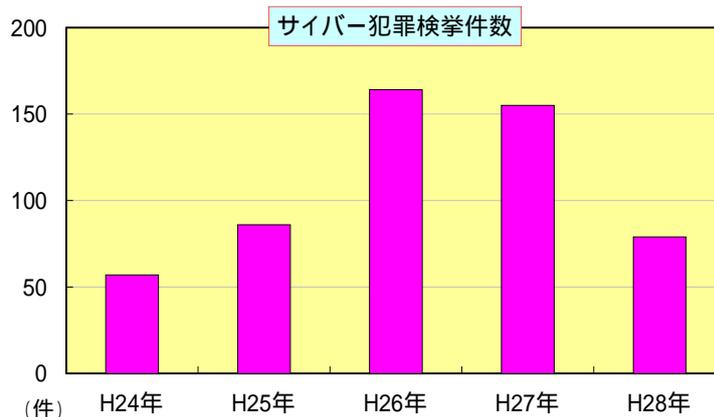
高度な情報技術を利用する犯罪に対する戦略的な捜査と被害拡大防止対策の推進

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

サイバー犯罪の検挙件数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
サイバー犯罪検挙件数	57件	86件	164件	155件	79件



平成28年（度）の取組概要と成果

高度な情報技術を悪用した犯罪の取締り強化と被害防止対策の推進

- ・他府県警察との合同・共同捜査を推進し、不正指令電磁的記録供用等事件など、悪質性の高い事犯を検挙した。

専門的捜査員の育成

- ・最新の知見を有する有識者による講演の受講、研修等への参加、先進府県警察等への捜査員の派遣・出向、情報技術に関する資格取得の促進などを通じて専門的捜査員の育成を図った。

平成29年（度）の取組方向

高度な情報技術を悪用した犯罪の取締り強化と被害防止対策の推進

- ・他府県警察との合同・共同捜査を積極的に推進し、組織的な犯罪、社会的に影響の大きい犯罪など、悪質な事件に重点を置いた捜査を推進する。
- ・最新の知見を有するサイバー犯罪対策アドバイザー等と連携し、高度な情報技術を悪用した犯罪に対応した被害防止対策を講ずる。

専門的捜査員の育成

- ・最新の知見を有する有識者による講演の受講、研修等への参加、先進府県警察等への捜査員の派遣・出向、情報技術に関する資格取得の促進などを通じ、専門性の高い捜査員の計画的な育成を図る。

**推進事項
(4)**

**サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報
収集の強化**

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成28年（度）の取組概要と成果

サイバーパトロールによる情報収集

- ・サイバー防犯ボランティアと連携した児童被害の防止に向けた取組を通じて、インターネット上に掲載された違法情報や有害情報の把握に努めた。

最新の知見を有する民間事業者等からの情報提供

- ・サイバー犯罪対策アドバイザーや共同対処協定を締結している情報セキュリティ企業と連携を密にし、サイバー空間の脅威に関する最新の情勢に係る情報の提供を受け、広報啓発や注意喚起に活用するなどした。

平成29年（度）の取組方向

サイバーパトロールによる情報収集

- ・サイバーパトロールを通じて犯罪の端緒や情勢の把握に努めるとともに、把握した内容に応じた的確な対策を講ずる。

最新の知見を有する民間事業者等からの情報提供

- ・サイバー犯罪対策アドバイザー等と一層連携し、サイバー空間における脅威情報等について継続的に提供を受けることで、最新の動向の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報発信等を行う。

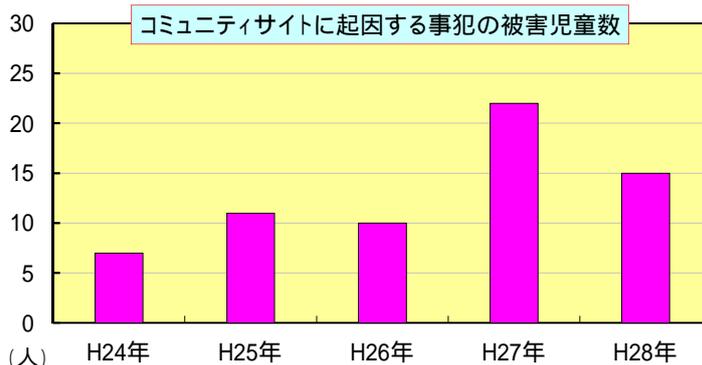
推進事項
(5)

コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進 【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
被害児童数	7人	11人	10人	22人	15人



平成28年（度）の取組概要と成果

サイバー犯罪被害防止教室の実施

- 児童がインターネットを通じて犯罪被害等に遭わないよう、関係団体と連携し、児童生徒、PTA、教職員等に対するサイバー犯罪被害防止教室において、インターネットの正しい使い方や危険性を説明し、インターネットの利用に係る規範意識の向上を図った。



サイバー犯罪被害防止教室

広報啓発活動の推進

- インターネットの利用に伴う危険性について認識を高めるため、ラジオ、データ放送、ケーブルテレビ等のマスメディアを活用した広報や、各種イベントにおいてサイバー犯罪被害を防止するための啓発活動を行った。

三重県警察サイバー防犯ボランティアと連携した活動

- サイバー防犯ボランティアによる児童被害防止対策を実施し、援助交際に関するインターネット上の書き込みに対する削除要請などの浄化活動を行った。
- サイバー防犯ボランティアとして団体登録している高田短期大学について、顕著な功績があったとして、平成28年11月22日、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長から感謝状が贈呈された。

平成29年（度）の取組方向

サイバー犯罪被害防止教室の実施及び広報啓発活動の推進

- 非行防止教室、防犯教室、学校行事等の機会を活用し、少年や保護者を中心に、インターネットの危険性及び適切な利用に関する教育、広報啓発を推進する。

三重県警察サイバー防犯ボランティアと連携した活動

- サイバー防犯ボランティアと連携し、規範意識向上のための広報啓発活動やサイバーパトロールによる環境浄化対策、援助交際に関するインターネット上の書き込みに対する削除要請など、児童の性的搾取等に係る対策を推進する。

推進事項
(6)

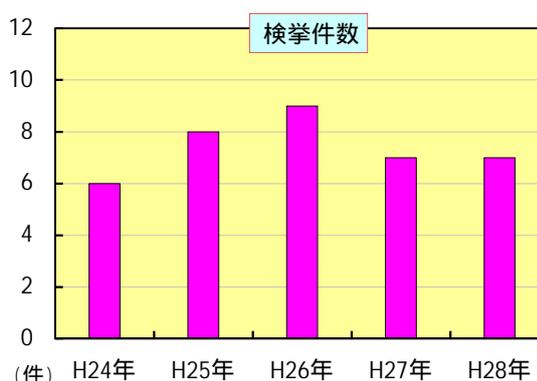
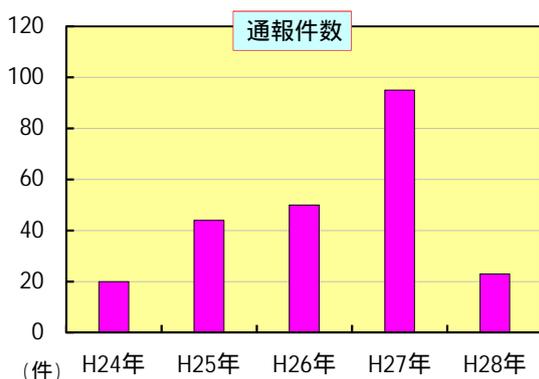
サイバー空間における違法・有害情報対策の推進

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

インターネットホットラインセンターからの違法情報の通報件数、検挙件数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
通報件数	20件	44件	50件	95件	23件
検挙件数	6件	8件	9件	7件	7件



平成28年（度）の取組概要と成果

違法・有害情報対策の推進

- ・インターネット・ホットラインセンターと連携し、わいせつ画像などの違法情報の取締りや有害情報の削除等に取り組んだ。
- ・非行防止教室やサイバー犯罪被害防止教室等を通じ、インターネットの利用に伴う具体的危険性、犯罪被害の実態、フィルタリングの重要性等について広報啓発活動を実施した。

フィルタリングの普及促進

- ・非行防止教室やサイバー犯罪被害防止教室等を通じ、フィルタリングの重要性の周知を図るとともに、携帯電話事業者や販売店に対し、三重県青少年健全育成条例に基づき、スマートフォン購入時の保護者等を対象に、フィルタリングの必要性について説明を徹底するよう、指導、要請した。

平成29年（度）の取組方向

違法・有害情報対策の推進

- ・関係機関と連携したインターネットの利用に伴う危険性に関する教育・広報啓発を継続的に実施し、正しいインターネットの利用に関する意識の醸成に向けた対策を推進する。

フィルタリングの普及促進

- ・フィルタリングの重要性について講話等を通じた啓発活動を行うとともに、携帯電話事業者等に対し、スマートフォン購入時の保護者等を対象に、フィルタリングの必要性について適切な説明が行われるよう、引き続き要請する。

執行の 重点 8

犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

【主担当：警務部】

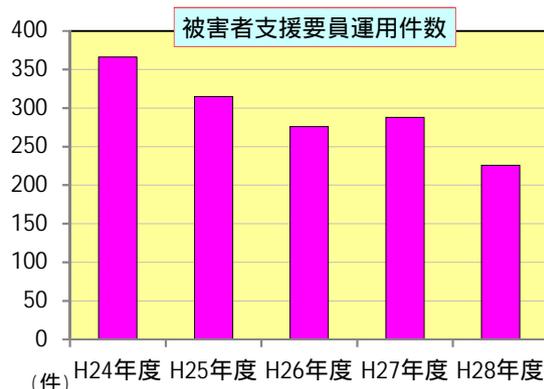
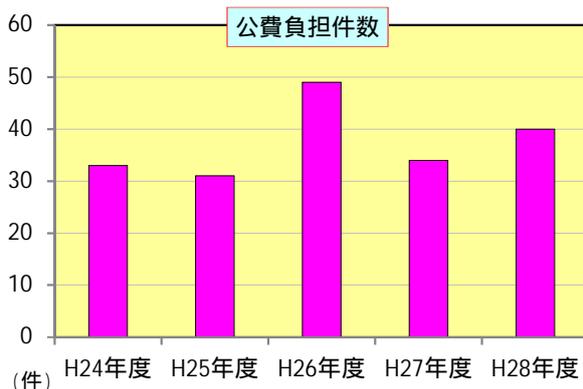
目的（対象、意図）

犯罪被害者等の多くは、犯罪によって直接的な被害だけでなく、様々な二次的被害を受けている。また、警察に寄せられる要望・相談等は複雑、多岐にわたり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれの大きいものもあることから、迅速・確実に組織対応を実施しなければならない。

指標

診断書料等の公費負担状況、被害者支援要員の運用件数

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
公費負担件数	33件	31件	49件	34件	40件
被害者支援要員運用件数	366件	315件	276件	288件	226件



平成28年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 犯罪被害者等の経済的負担軽減対策として、犯罪被害により支払いを余儀なくされた治療費等の一部を公費で負担しており、平成28年度は延べ40件を公費で負担した。
- ・ 犯罪被害者等への付添い、捜査の流れの説明、要望の聞き取りなどといった直接的な支援を行う「被害者支援要員」を各警察署及び交通部高速道路交通警察隊の職員から指定しており、平成28年度は226件の運用をした。
- ・ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」や「犯罪被害者支援を考える集い」を開催し、犯罪被害者が置かれている立場を伝えるとともに、社会全体として犯罪被害者等を支えていく必要性を訴える広報を実施した。
- ・ 他県で無差別殺人事件が発生したことを受け、死者がおおむね5名以上又は死傷者がおおむね10名以上に及ぶ事案が発生した際に、各警察署等から特別支援要員を招集し、集中運用するためのマニュアルを策定した。
- ・ 一方で、他県警察において運用されているハウスクリーニング費用の制度化など、公費負担の範囲の拡充をはじめ、関係機関・団体と連携した幅広い犯罪被害者支援が求められる。

推進事項
(1)

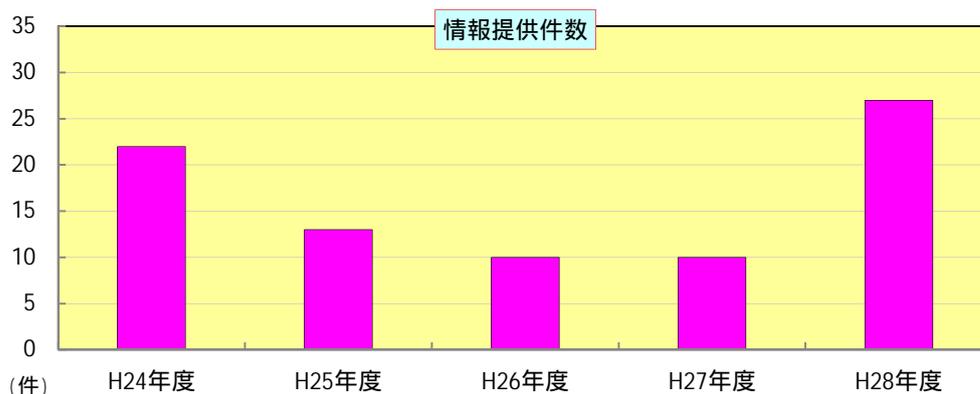
民間支援団体等との連携による被害者等の
ニーズに応じた適正な被害者支援

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数

年	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
情報提供件数	22件	13件	10件	10件	27件



平成28年（度）の取組概要と成果

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

- ・ 犯罪被害者等が速やかに支援を受けられるよう、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を行っており、平成28年度は27件の犯罪被害者情報を提供した。

三重県犯罪被害者支援連絡協議会の開催

- ・ 関係機関・団体と協働した被害者支援活動が効果的に行えるよう「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、長野県スキーツアーバス転落事故をモデルケースとして、三重県で同種事案が発生した場合の対応について検討を実施した。

他団体が主催する連絡会議への出席

- ・ 県主催の三重県犯罪被害者支援施策連絡会議や三重県産婦人科医会主催の定例会議などの関係機関・団体が主催する会議に出席し、連携の強化を図った。

平成29年（度）の取組方向

関係機関・団体との連携強化

- ・ 今後も犯罪被害者等のニーズに応じた支援が受けられるよう関係機関・団体が連携し、三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化、犯罪被害者支援を考える集いへの出席等を促進していく。

犯罪被害者等に対する情報提供

- ・ 犯罪被害者等は、自ら支援情報を入手することが困難であることから、警察において他機関・団体の支援情報を提供するとともに、他機関・団体においても警察の支援情報が提供できるよう配慮していく。

推進事項
(2)

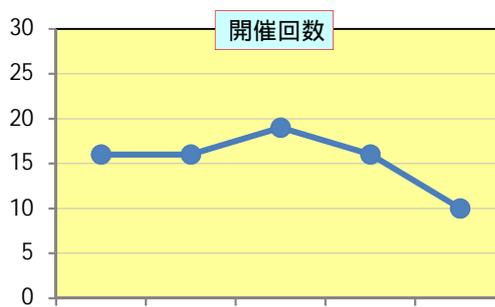
被害者支援に対する県民の理解と協力の確保

【主担当：警務部広聴広報課】

指標

「命の大切さを学ぶ教室」の開催状況

年	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
受講者数	6,590人	5,630人	7,950人	5,470人	3,200人
開催回数	16回	16回	19回	16回	10回



(人) H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度

(回) H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度

平成28年（度）の取組概要と成果

命の大切さを学ぶ教室の開催

- ・ 犯罪被害者遺族が中学校、高等学校及び大学において、被害者の置かれている立場や遺族としての思いを語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催しており、平成28年度は10校において開催し、3,200人が聴講した。



命の大切さを学ぶ教室

「犯罪被害者支援を考える集い」の開催

- ・ 犯罪被害者支援に関する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため「犯罪被害者支援を考える集い」を開催している。平成28年度は、市町における犯罪被害者支援を主題としたパネルディスカッションなどを開催した。



犯罪被害者支援を考える集い

平成29年（度）の取組方向

社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成

- ・ 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が犯罪被害者等を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者等の心情等を理解することが重要なことから、更に効果的な啓発手法の検討を行っていく。

「犯罪被害者支援を考える集い」の活性化

- ・ 一人でも多くの県民に犯罪被害者等の声が届くよう、「犯罪被害者支援を考える集い」の内容、開催日等の検討を重ね、犯罪被害者支援を考える集いの活性化を図っていく。

推進事項 (3)

女性被害者等に対する対応強化

【主担当：警務部広聴広報課】

平成28年（度）の取組概要と成果

女性被害捜査員、被害者支援要員の運用

- ・ 性犯罪被害者等の心情に配慮し、適切な対応ができるよう女性警察官を中心とした教養等を実施して、能力向上を図った。
- ・ 性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える犯罪被害者に対して、警察と連携して被害者のケアに当たることができる病院の紹介、女性警察官による病院への付添い等を行い、不安解消に配慮した。

心理カウンセラーの活用

- ・ 警察本部に配置している心理カウンセラーによるカウンセリングを積極的に実施するとともに、同意が得られた被害者の情報を公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに提供するなど、女性被害者等の精神的負担の軽減に努めた。
- ・ 関係機関・団体が主催する検討会等に参加し、被害女性に対する支援の在り方、連携方策について情報共有を図った。

関係機関・団体との連携

- ・ 実況見分等の際に被害者の代役となるダミー人形を新規に9体購入し、既存のもの合わせ、全警察署にダミー人形を配備し、性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図った。

平成29年（度）の取組方向

性犯罪相談専用電話の開設

- ・ 性犯罪被害者等にとって利便性が高く、また、周知しやすい相談窓口の設置が求められていることから、広聴広報課に三重県警察性犯罪被害相談電話を設置する。

関係機関・団体との連携

- ・ 引き続き、女性相談所、性犯罪・性暴力被害者支援センターよりこ、フレンテみえ等の関係機関・団体と連携し、性犯罪被害者等が相談しやすい環境の構築に努める。

施設、装備等の有効活用

- ・ 被害者のプライバシーに配慮した事情聴取、カウンセリング等を実施するため、施設への誘導に配慮するとともに、犯罪被害者支援用車両等の装備資機材を有効活用するなど、被害者が外部からの耳目にさらされないよう配慮する。



被害者支援用車両(イメージ)

**推進事項
(4)**

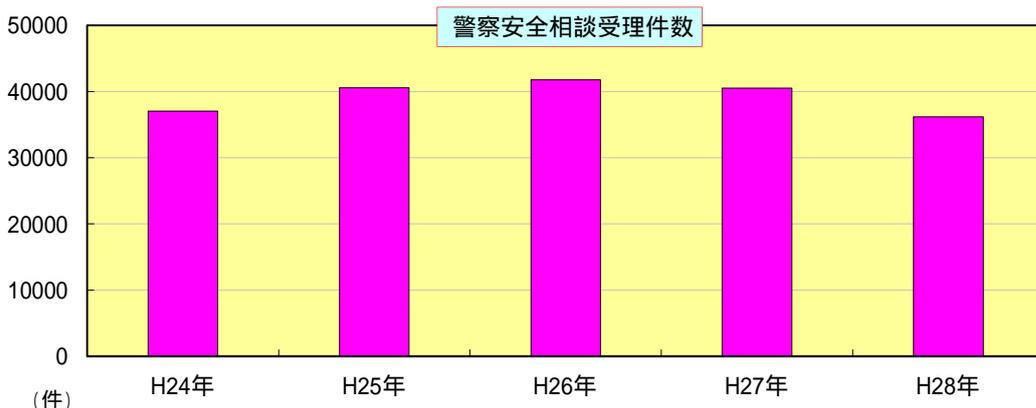
生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等への迅速・確実な組織対応

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

警察安全相談受理件数

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
受理件数	37,056件	40,590件	41,769件	40,543件	36,169件



平成28年（度）の取組概要と成果

相談受理時の的確な対応

- ・ 各種会議、研修会、全警察署に対する巡回指導等の実施及び執務資料の発出により、生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談受理時の対応要領について指導・教養を徹底した。
- ・ 早急に組織対応が必要な、生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談については、関係部門と緊密な連携を図り被害の拡大防止に努めた。

相談システム改修による相談対応の充実

- ・ 警察安全相談管理システムの照会機能等を有効活用し、相談内容の早期情報共有及び関連事案認知の際の効果的かつ組織対応に努めた。

平成29年（度）の取組方向

相談受理時の的確な対応

- ・ 生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談対応の重要性について、引き続き、研修会、巡回指導及び執務資料の発出等により指導・教養を徹底するとともに、関係部門との連携を図り、緊急性が認められる相談については、迅速な対応を行う。

相談システム活用による相談対応の充実

- ・ 警察安全相談管理システムへの適切な相談情報入力及び効果的な活用要領について指導・教養を徹底し、確実な情報共有と組織対応を図る。